

平成29年12月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

平成29年12月19日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	報告第10号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告
第 3	認 第 6号	平成28年度大竹市一般会計決算	} (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定) } (認 定)
第 4	認 第 7号	平成28年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第 5	認 第 8号	平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第 6	認 第 9号	平成28年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第 7	認 第10号	平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算	
第 8	認 第11号	平成28年度大竹市土地造成特別会計決算	
第 9	認 第12号	平成28年度大竹市介護保険特別会計決算	
第10	認 第13号	平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	
第11	議案第61号	和解について	
第12	議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第13	議案第64号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第14	議案第65号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	(原案可決)
第15	議案第67号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	(原案可決)
第16	議案第72号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	(原案可決)
第17	議案第73号	平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	(原案可決)
第18	議案第75号	平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）	(原案可決)
第19	議案第62号	大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について	(原案可決)
第20	議案第66号	大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について	(原案可決)
第21	議案第68号	市道路線の廃止及び認定について	(原案可決)
第22	議案第70号	大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について	(原案可決)
第23	議案第71号	大竹市営住宅等の指定管理者の指定について	(原案可決)

第24	議案第74号	平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第25	議案第76号	平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第26	議案第77号	平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	(原案可決)
第27	議案第69号	大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について	生活環境 (原案可決)
第28	平成29年陳情第3号	平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情	即決
第29		議員派遣について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第10号
- 日程第 3 認 第 6号から日程第10 認 第13号(報告・表決)
- 日程第11 議案第61号から日程第18 議案第75号(報告・表決)
- 日程第19 議案第62号から日程第26 議案第77号(報告・表決)
- 日程第27 議案第69号(報告・表決)
- 日程第28 平成29年陳情第3号(説明・表決)
- 日程第29 議員派遣について(表決)

○出席議員(14人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井 渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井 馨	10番	山崎年一
11番	日域 究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂

○欠席議員(1人)

16番 山本孝三

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石 泰
総	務部長	政岡 修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成

建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長併任選挙管理委員会事務局長
総務課危機管理監
企画財政課長
産業振興課長併任農業委員会事務局長
自治振興課長
環境整備課長
地域介護課長
監理課長
会計管理者兼会計課長
総務学事課長
監査委員
監査事務局長

坪浦伸泰
吉岡和範
橋村哲也
中村一誠
吉村隆宏
三原尚美
高津浩二
吉原克彦
田中英徳
佐伯和規
豊原学
林則雅
真鍋和聰
薬師寺基夫
吉田茂文

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

中曾一夫
加藤豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、議案審査報告書について、平成29年陳情第3号、議員派遣についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、末広和基議員、3番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第10号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（児玉朋也） 日程第2、報告第10号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 報告第10号、専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は東栄3丁目3番地の、市ごみ固形燃料施設内で発生いたしました物損事故に関する損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年12月12日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告をするものでございます。

事故による相手方の損害額は、17万9,582円でございます。市の過失を8割といたしまして、損害賠償の額は14万3,665円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市監視員によるごみ固形燃料施設内における適切な管理に瑕疵があったため損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要につきまして御説明いたします。平成29年10月31日午前11時ごろ、被災車両がごみ固形燃料施設内のごみ集積ピットに収集ごみを投棄する際、ピット扉が半開の状態となっております。本来なら市監視員がピット扉を全て開けた上で収集ごみの投棄を受け入れる必要がありますが、担当の監視員に係る操作を失念していたために、ピット扉が半開のまま収集ごみの受け入れを行ってしまいました。また、被災車両に乗車していた補助員につきましても、みずからピット扉の開閉の状態を確認することなく、被災車両の後部回転扉を上昇させたため、ピット扉と接触し、後部回転扉の一部が損壊したものです。

次に過失割合につきまして御説明いたします。ごみ集積ピットへの収集ごみの投棄に当たっては、債権者にも注意義務があることから、市の過失が8割、相手方の過失を2割と

したものでございます。

なお、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から債権者に支払われるものでございます。本件につきましては、本市の施設管理が不十分であったことに起因をして発生したものであり、深く反省しているところでございます。今後は事故の未然防止のため、施設の適切な管理の徹底に努め、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第10号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 通告なしで申しわけないんですけど、今後事故がないように、防止対策を徹底すると言われました。具体的にどのようにされるのか、詳しくおっしゃってください。

○議長（児玉朋也） 田中環境整備課長。

○環境整備課長（田中英徳） 従前から、場内の監視につきましては、マニュアルを作成しておったところですが。今回改めてこのマニュアル、これを見直しまして、さらに事故、これを回避するというので、新たに改定したものを職員に配ったところでございます。それとあわせて、当然事業者においても協力をお願いする必要がありますので、ダブルチェックをすることによって、こういった事故が回避できるということに努めてまいりたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（児玉朋也） 7番、大井議員。

○7番（大井 渉） よくわかりました。

今の担当の部署の方はそういうふうになると。じゃあ他の部署はどういうふうにされておるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） 今回に限りませず、公用車の事故、通勤途上の事故等ございましたら、事案について庁議等で報告し、庁内の掲示板に掲示し、皆さん職員が気をつけるようにということを意思疎通を共通意識とするよう努めております。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第10号は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第10〔一括上程〕

- 認 第 6号 平成28年度大竹市一般会計決算
- 認 第 7号 平成28年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第 8号 平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第 9号 平成28年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第10号 平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算
- 認 第11号 平成28年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第12号 平成28年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第13号 平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（児玉朋也） 日程第3、認第6号平成28年度大竹市一般会計決算から、日程第10、認第13号平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、田中実穂議員。

〔15番 田中実穂議員 登壇〕

○15番（田中実穂） 去る9月26日の本会議におきまして、私ども委員7名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第6号平成28年度大竹市一般会計決算から、認第13号平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、10月17日、18日、19日に委員会を開催し結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖私田中が委員長に、西村委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。

特別会計7件につきましては、各会計の歳入・歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが御了承いただきたいと思っております。

それでは初めに、第1款議会費でございますが、「委員会など会議については、市民に対して公開が原則であるが、現在本会議はケーブルテレビ中継がされているもののその他の会議はされていない。本会議以外の会議もテレビ中継をして広く市民の皆さんに視聴していただき、市政のありようや執行部の行政展開に対する理解を深めていただき、また議会の審議過程を通じて、議会の役割などについての理解を深めていただくべきだと考える。議会事務局と執行部の考えを同う」との質疑に対し、「議会議事事務局としては、経費の関係もあるが議会改革調査会に提案して、議員の方々でまず議会中継を行うかどうかを検討していただくべきだと考える。執行部としては審議過程は委員会などの記録を作成しており、

しっかり公開されていると考えている」との答弁がございました。

続きまして第2款総務費では、「まず大竹市でドローンを所持し、どこでも使えるような体制を整えれば随分効果があると思うが見解を伺う」との質疑に対しまして、「災害発生後、危険なところを上空から確認する、土木行政の中で上空から見る、観光の材料をつくるなど、いろいろな使い方が想像される。また直営で持つのか、委託するのか、有用性とどのような使用をするかということ協議、確認しながら検討してみたい」との答弁がございました。

次に、「非正規職員の処遇改善の具体的な取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「処遇改善を実施した項目としては、任用の仕方を少し変更し、雇用期間を改善した。また、保育士の賃金の見直しや、臨時職員を含めた全職員の通勤手当を改善している」との答弁がございました。

次に、「重点施策の中に主要事業ということが表現されているが、施策の中にも恐らくいろんな事業がある中で、主要事業として選ばれる事業の主要だと判断する基準について伺う」との質疑に対しまして、「新しい事業、今年度から実施した事業、ハード事業などの額の大きい事業や、財源を特定して行っている再編交付金、こういったものは大竹市が特にやっている事業というものに当たるため、主要事業として選んでいる」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず「地域福祉担い手育成事業で市民活動助成金を活用している団体について、その活動状況及び今後の育成についての考えを伺う」との質疑に対しまして、「平成28年度は2団体を助成の対象として事業を実施した。具体的には住民同士の見守り活動として、毎月第2火曜日にサロンの実施、また要援護者マップの作成などを実施した。平成29年度はほかの2団体が助成の対象となっている。本事業は平成31年度までを実施予定としているが、社会福祉協議会と連携し、継続実施できるよう検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「子ども医療費助成事業と病後児保育運営委託事業について、利用者がふえた理由を伺う」との質疑に対し、「子ども医療費助成事業については、昨年7月から対象者をこれまでは小学生までだったものを中学生までに拡大するなどした結果であると考えている。また病後児保育運営委託事業についても、昨年4月から対象者をこれまでの満1歳から小学校3年生までを生後6カ月から小学校6年生までに拡大したことと、周知が行き渡った結果であると考えている」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、まず「建造物、建築部を主体とする際のアスベストの対策について現在の取り組みはどうなっているか伺う」との質疑に対しまして、「アスベストに関しては、県が主たる所管となってアスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口を設けている。本市においても県が作成したパンフレットを窓口で配付している。また市民の方から相談があった場合に、県の相談窓口を紹介している。隣接する家屋の解体作業において、アスベストの飛散の懸念があるという相談があった場合には、まず現場に出向き、法を遵守しているかどうか確認し、場合によっては県に通報し、県の職員と一緒に現地の立会調査を行い、アスベストの飛散が起これないように対応を心がけている」との答弁が

ございました。

次に、「出産数192人のうち、JA広島総合病院での出産が24名というのは少ないように思うが、現在も分娩制限があるのか伺う」との質疑に対しまして、「平成25年7月より分娩制限は解除されている。現在JA総合病院が二次保健医療検査の基幹病院となっており、産科体制の確保ということで分娩手当の加算という形で分娩数に応じた負担をしている」との答弁がございました。

次に、「阿多田診療所が10年を迎えるが、今後の基本的な方針について伺う」との質疑に対しまして、「阿多田診療所については、契約期間は平成30年6月までということになっている。後任を探すのが非常に難しい状況であり、当面は現行の医師にお願いし、それに並行して後任者を探すという考えである」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「非正規職員も働き方改革の対象なのか。対象であれば処遇改善につながるのか伺う」との質疑に対しまして、「非正規職員も対象であり、基本的には同じ勤務条件で働いている場合、同じような処遇を受けなければならない。地方公務員法も改正される予定なので、現在調査研究をしているところである」との答弁がございました。

続きまして第6款、農林水産業費では、まず「野猪等施設設置事業補助金について、予算額より決算額が大幅に増額している理由を伺う」との質疑に対し、「イノシシの捕獲数も柵の設置補助額も、ここ二、三年増加している状況である。これは最近沿岸部によくイノシシが出没しているため、昨年は沿岸部を中心に説明会を開催し、柵の重要性などについて説明してきた。この効果もあってか、結果的には柵の申請もふえ、被害も軽減している状況である」との答弁がございました。

次に、「あたたハマチtoレモンのブランド化について、昨年まで市が補助金を出していたが、今年度の状況について伺う」との質疑に対しまして、「今年度から地元業者が生産元として阿多田漁協が販売元として事業が開始されており、今年度は2,000尾ほど飼育をして販売していく予定である。また玖波漁協の協力を得られることになり、さらに出荷体制が整った」との答弁がございました。

続きまして第7款商工費では、まず「商店街と振興奨励事業のうちの1つ、カップリングイベントについて、イベントの内容、金額、成果とその理由を伺う」との質疑に対しまして、「カップリングイベントは2回行い、2回の合計で21万1,713円を市から商業者グループに助成金を交付している。1回目の参加者は36名、2回目は37名であった。イベントの成果として3点上げられるが、1点目は定員よりも多数の参加者があったこと。2点目はカップルが14組も誕生したこと。3点目は会場となった飲食店の周知がされたため、各店の顧客化につながったことである。これらの成果の理由は、今まで大竹でこういった機会が少なかったことと、そして今まで行政が主導していたことを民間の商業者グループが全て行ったことではないかと考えている」との答弁がございました。

次に、「消費生活相談事業について、相談件数が平成26年度では49件、27年度は61件、28年度は76件と増加してきている。この理由についてどう分析しているのか伺う」との質疑に対しまして、「相談件数の増加理由として、最近インターネットの利用者に高齢者が



ふえているためか、面談形式ではなく、インターネットを介しての通信販売や架空請求のトラブルが多くなってきていることが上げられる」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費については一括で審査をいたしました。本2款の審査では、まず「さかえ公園の整備事業について、平成28年度に完了しており、とてもきれいな公園に整備されている。子供向けの遊具も設置されているが、利用状況について伺う」との質疑に対し、「子供向けの遊具のある多目的広場、芝生広場については利用者数の把握まではできていないが、ゴールデンウィークや土曜日、日曜日など、大変多くの利用があり、子供たちもたくさん遊んでいる状況である」との答弁がございました。

次に、「老朽化した橋梁等については、鋭意修繕等が行われており、平成28年度においては恵川橋が補修され、利用者は安心して通行できるようになっている。一方で、松ヶ原1号線の2号橋、林道小栗林線2号橋についても老朽化をしているが修繕等は未実施である。今後の対応についての考えを伺う」との質疑に対し、「松ヶ原1号線の2号橋、林道小栗林線2号橋については早急に対応を行うべき路線、橋梁として認識をしている。このうち林道小栗林線2号橋については、今年度に修繕工事をする予定で発注に向けた作業を進めている。松ヶ原1号線の2号橋についても対応を順次進めていくよう計画している」との答弁がございました。

次に、「(仮称)新町白石線概略検討業務については、新町雨水排水ポンプ場の建設に合わせて整備する予定の道路に関する業務委託であるとのことだが、当ポンプ場の完成時期等の見込みを伺う」との質疑に対し、「新町雨水排水ポンプ場の整備に関する現在の状況としては小瀬川での放流箇所について国交省と協議を進めようとしている段階である。着工時期、完成時期等については明確に決まっていない」との答弁がございました。

続きまして第9款消防費では、まず「災害が起こった際の避難所運営について、1次避難場所その1、その2、第2次避難場所、これらの違いと市民への避難時の仕組みの周知方法について伺う」との質疑に対し、「第1次避難場所その1の大竹会館、総合市民会館、市役所、玖波公民館の4つは職員が第1次非常配置についた段階で主要な支部を設置する施設であり、避難所への対応についても早期に可能となっている。第1次避難場所その2については、被害の拡大が予想される場合、または緊急性がある場合には職員の第2次非常配置を行い、必要に応じてその2までの避難場所を開設し、避難していただくという流れになっている。さらに広域的な被害が出る、地震や多くの地域に避難勧告等が必要な大雨、こういった場合には、災害情報をもとに例えば各小学校のような第2次避難場所の開設ということを判断し、指示を出すという形になっている。避難の周知方法としては、市の災害対策本部が設置された段階で、各自治会長に連絡しており、防災通知メールでもお知らせをしている。受信登録されていない方については随時登録していただくようお願いしている。各自治会で開催するイベント等でも防災・災害等の行動や避難方法等について情報発信をしていきたい。また市民の皆様にも災害の情報はもらうものではなく、取りに行くという心構えを持っていただき、早目の行動をとっていただくのが肝心であるため、そのあたりについても啓発していきたい」との答弁がございました。

次に、「地上に出ている黒川公園の防火水槽を埋設できない理由について伺う」との質

疑に対しまして、「当初は地下への埋設を計画していたが、地下2メートルから工事計画の深さにかけて岩が多数あり、地下埋設をすると多大な費用がかかるため、当初の計画から変更し地上化させた」との答弁がございました。

次に、「岩国基地に関連した米軍機の事故が発生した際の対応について伺う」との質疑に対しまして、「中国四国防衛局が中心となり、岩国の米軍基地の海兵隊と周辺の市町、また消防、警察等が組織する米海兵隊岩国航空基地周辺地域航空事故連絡協議会を設置している。ここ7年間は米軍との調整が難しいということで開催されていなかったが、今年度は開催する予定となっている」との答弁がございました。

続きまして第10款教育費では、まず「図書推進員について、例えばあと1人配置をして各学校区に1人になると、今進めている小学校と中学校の連携教育という視点からも今以上に読書を勧める活動ができると思うが、図書推進員を増員する可能性について伺う」との質疑に対し、「図書推進員がふえるほど読書活動も活発化してくると思われるが、頼り切ってもいけないという点は懸念している。また読書以外にも危機管理の安全面、それから学力向上、その辺の全体のバランスを考えて、また学校とも連携を図りながらよりよい配置へ、あるいは運営ができればと考えている」との答弁がございました。

次に、「広島地区スポーツ推進委員協議会に負担金を払われているが、どういう構成団体で大竹からどなたが委員になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「広島市、廿日市市、大竹市のスポーツ推進委員で構成されている団体で、研修及び情報交換などを行っており、スポーツを推進する人を各地域から選出し任命している」との答弁がございました。

次に、「大竹市の奨学金の現状について伺う」との質疑に対しまして、「奨学金については平成28年度5名、平成29年度は3名の申し込みがあり、貸し付けを決定している。また平成24年度から奨学金返還免除制度が導入された。奨学金は10年間かけて返還していただくが、その最初の1年半部分について負担していただき、残りの8年と半年部分について大竹に過去2年間住んでおり、今後も大竹市に住み続ける方については年に1回申請をすることで返還を免除している。この制度については、初年度の平成24年度は32の方が利用し、平成28年度は41人が利用している」との答弁がございました。

続きまして第12款公債費では、「まず起債償還について、工業用水道事業において、取水権出資金という県から借り入れた19億円を一般会計で毎年償還しているが完済した段階での扱いについて伺う。また工業用水道会計で償還能力が出てくれば一般会計で償還した部分については、繰り入れしてもらえるのか伺う」との質疑に対しまして、「弥栄工業用水等への出資金出資債は平成31年度で完済になる。工業用水道事業において未処分利益剰余金が生じた場合、積立金を控除した残額の範囲内で納付金を納付する覚書を締結している」との答弁がございました。

次に、「借換債について、借りかえをすることによって歳入も歳出も約4億円近く膨れたが、借りかえる前の利率と借りかえた後の利率について伺う」との質疑に対しまして、「民間金融機関等の場合、15年間、20年間という固定金利での貸し付けはなかなか応じてもらえないが、平成18年度に10年後の利率見直しという条件で、借り入れ合計約6億

6,000万円、1.76%で借入れを行った。複数の金融機関から見積書を徴し、0.1%で借りかえを行った」との答弁がございました。

続きまして第13款予備費では、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「固定資産税の土地の課税について、市街化区域は以前から宅地が少ないと言われる中で、例えば団地開発をした地域の中でもイチジク等の果樹が植えてあるところが見受けられ、土地を動かすといった面からは疑問もある。他市の市街化区域の団地において、現況課税をしないといった状況調査をしたことがあるか」との質疑に対しまして、「市街化区域にある土地に家庭菜園や果樹を植えるなど宅地とは違う形で利用しているところは実際にある。他の市町の状況を調査したことは特になが、市街化区域である土地とそれ以外の土地というのは土地の評価の方法も異なる。市街化区域は基本的に宅地化を推進する地域であるので、宅地としての評価方法となるが、一方で地目に関しては現況で認定することになる。市街化区域には、宅地造成された団地もあれば、宅地として条件のよくない山際の土地もあり、地目認定に当たってはそこをどのように区分けするのかしっかり踏まえた上で判断することになる」との答弁がございました。

次に、「税は地方自治体の基本的な収入であるが税だけでやっているわけではなく、国はいい意味でも悪い意味でも地方自治体がちゃんと運営できるように地方交付税や補助金など税金を集めて再配分することによって、財源保障、財源調整をしている。国が決めた地方自治体の歳入の構造について市側の思いを伺う」との質疑に対しまして、「例えば学校はそれぞれ毎年各地方で運営しているが、そのためにはお金が必要なため、国としての最低限のあり方を保障するというので、地方交付税で財源の調整をするのは当然あるべき姿だろうと考える。大規模な事業には、国が臨時的に国庫補助金等を出すという形の財源の再配分も制度として当然あるべき姿である」との答弁がございました。

次に、「地方創生交付金というのはどういう性格のもので、時限立法で3年、5年と期間が決められているのか伺う」との質疑に対しまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する交付金で、小方のまちづくりの基本構想、またそれに関する小方駅のJR新駅立地検討業務とJR小方新駅付近の道路整備に関する概略設計業務に充てているため、10分の10の交付金で毎年メニューが変わり1年ごとになる」との答弁がございました。

続きまして歳入・歳出全般にわたる総括質疑では、「土地開発公社が持っている土地について活用する計画を内部で鋭意検討協議され具体的にしてもらいたいと思うが、理事長と市長との間で公社が所有する土地について事業用地であれ代替用地であれ、協議をされ具体的に活用の方策を示してもらいたいと考え方を伺う」との質疑に対しまして、「土地開発公社保有の土地については過去からの大きな宿題となっており、まずは今保有している土地の価格をどうやって高めるかということを考え、今の時点ですぐに売却して一般会計で穴埋めするのはトータルでの財政バランスの中では難しい状況にあるということ認識しており、すぐに解決することは難しい。ただ利用できる土地については、全体的な財政とのバランスを考えながら確実に解決していきたい」との答弁がございました。

次に、「執行額がゼロのものも重要な情報である。決算書と予算書に表記をされないの

か伺う」との質疑に対しまして、「執行していないものを表示するのは難しい。500万円以上の不用額については、主要事業報告書に不用額が生じた理由と金額を表示している」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りました。討論では反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。まず反対の立場で、「大願寺の土地造成事業については、約束をされてもそれを実行しない。その結果が多額な借金を残したという歴史的な経緯を踏まえて、このことだけについては容認できない。大願寺の借金に自然公園の整備費の名目で7億も8億円も借金を払っている。財政基盤を強めたといっても、巨額な借金のためにその成果が吸い取られ市民負担になっているという事実を考えれば、行政の今までのあり方が議会側の対応を含め容認はできない」との討論がありました。次に賛成の立場で、「各委員から出た提案や質疑、それに対して執行部から非常に丁寧に真摯的に前向きに答弁をもらったと強く感じる。そういった姿勢から次年度以降の予算編成、また予算執行に対し大きな期待をするものであり、賛成」との討論がありました。討論を終結し、起立採決の結果、平成28年度一般会計決算は認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

本3件の審査では、まず「国民健康保険については、来年度以降広域化するという方針が国から出され、それに備えた準備をしているが、保険料の格差と色々な分野の格差をどのように解消していくのか、具体的な現段階での協議や参加する23市町の意見や大竹市としての意見等について伺う」との質疑に対しまして、「所得水準、収納率、保険料の算定方法、保険事業の種類等、各市町においては多くの相違点がある。広域化に伴っての6年間の激変緩和期間を使って、最終的に県内統一の保険料に向かうことになる」との答弁がございました。

次に、「生活支援コーディネーターについて、例えばいきいき100歳体操の実施箇所がふえれば、成果の1つにつながるのか。地域福祉担い手育成事業等の団体が動いていけば成果となるのか。これらとは全く違うことなのか。どこを見れば成果を実感できるのか伺う」との質疑に対しまして、「本市には地域包括ケアを考える全市を1つとした第一層の協議体があり、生活支援コーディネーターと一緒に生活支援を担っていただける団体の育成に取り組んでいる。今後は市内に6つある地区社協の単位で第二層の協議体を立ち上げていきたいと思っており、生活支援コーディネーターを中心に取り組みを行っているが難航している。この協議体の数をKPI等の目標値として掲げているが、もう少し努力が必要な状況である」との答弁がございました。

続きまして、大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計については一括で審査をいたしました。

本2件の審査では、「漁業集落排水、農業集落排水で本決算の使用料の契約者数について伺う」との質疑に対しまして、「平成28年度末において農業集落排水の接続世帯数169

世帯、接続済人口326名、漁業集落排水の接続世帯数132世帯、接続済人口286名である」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず「大竹港等の防災対策について伺う」との質疑に対しまして、「毎年7月ごろ、シンフォニア岩国において安全対策、日常の気をつけるべきことなどについての会議が海上保安庁、企業津波対策委員会とで岩国港のこととあわせて開催されている」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、「イズミが駐車場に利用している大竹市の土地について国交省が買収するという話を聞くが、土地からの現在の収入額とどのような交渉になっているのか伺う」との質疑に対しまして、「年額2,252万6,740円で行政財産の使用許可をしている。岩国大竹道路の関係で買収に入るといった話は聞いており、今の予定では来年度になると伺っている」との答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りました。討論では土地造成特別会計について反対の立場で1名、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。まず反対の立場で「広島高裁の判決を受けて最高裁に市は上告し、我々原告団もそれに対抗して主張を認めてもらうような方向で弁護団と協議しながら頑張っており、広島高裁の判決のとおり結果が出るだろうという大いなる期待をしているので、この会計については反対」との討論がありました。次に、賛成の立場で「認められた予算に基づいて粛々としっかりと業務をしている。また必要以上の経費がかからないような努力も見られる」との討論がありました。以上で討論を終結し、土地造成特別会計を除く6件の特別会計は簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しております。また土地造成特別会計は起立採決により、認定すべきものと決しています。

以上が3日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対して御礼を申し上げます。

また、執行部におかれましてはこの決算審査での質疑を通して、各委員から出された意見・要望などについて今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願いを申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいま報告のありました委員長の報告より若干違う観点からの議論になるかと思うんでありますが、討論をしてみたいと思います。

私は決算審査におきましては委員ではございませんでしたが、28年度決算審査において

は傍聴議員として終始審査に参加させていただきましたので、審査の過程などに触れながら討論をさせていただきます。

認第6号、平成28年度大竹市一般会計決算及び認第11号、平成28年度大竹市土地造成特別会計決算の認定に反対の立場で討論をいたします。

初めに一般会計であります。28年度の歳入総額は152億円と前年度136億円から16億円も増加いたしました。この中には再編交付金5億7,000万円が含まれております。市債の年度末残高は、208億1,200万円と依然として高い水準にあります。減少傾向ではありませんが、県内他市町と比較しても高い水準にあることから早期の改善が求められているものがあります。一般会計などが将来負担をすべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模に占める割合を示す将来負担比率は190.5%と依然として高水準であります。

次に事業について若干の指摘をしておきたいと思っております。奨学金貸し付け事業であります。国は苦学生の支援に奨学金制度の拡充を打ち出しましたが、制度としては貧弱で、とても苦学生支援に間に合うようなものではございません。そういった中で地方自治体の奨学金貸付制度が注目を受けているわけですが、本市の奨学生は28年度の新規貸し付け利用者が5名と非常に貧弱であります。貸付制度の緩和や申請資格の緩和などの工夫を求めるものであります。

中学校管理運営事業として各中学校にパソコンが設備されました。玖波40台、小方39台、大竹40台であります。生徒の在籍規模に合った配備とされる必要があるのでないかと疑問に思います。最近また、議会でのタブレット導入に伴う各学校のタブレット導入設備が報告をされました。小方や玖波などはタブレットが設備されているが大竹にはないということで、学校間格差が生じるのではないかと委員からの指摘もございました。学校間格差が生じないような配慮を求めます。

次に就学援助について一般質問でも取り上げさせていただきましたが、就学援助の申請等について改正すべき点などがあります。前向きに検討したいとのごことでございますので、本席では触れませんが、就学援助を受けられている児童生徒への配慮について改めてお願いをしておきます。

玖波駅西口駅舎維持管理事業であります。玖波駅東口のトイレ設置は必要な事業と考えます。乗降客が約2,000人、JR以外の交通機関などを利用する人を含めると相当数の人が駅に集います。議会での答弁ではまるで良識を疑うようなお話でありました。公民館まで歩いていけとか、コミサロまで行け、ゆめタウンまでがまんしなさいなど、まるで高齢者や交通弱者を虐待するような発言ではありませんか。玖波駅は大竹の第二の玄関口としての認識に欠けているのではないかと指摘しておきます。

地域公共交通整備事業であります。本日も新聞報道がございました。現状の整備方針では交通弱者への支援が難しいと考えます。必要としている人、声を上げられない人への交通網整備が必要と考えます。偏った公共交通の整備でなく、均等に受益が受けられる整備を進める必要があると考えます。

ひろしまの森づくり事業について、大河原山の竹林についての対応を長期的に取り組む必要があると考えます。民有林とはいえ、現状を放置すれば、豪雨などによる土砂災害が

予想されます。長期展望に立った対策を検討すべきではないかと考えます。

それから、委員長報告にもありました養殖漁業技術支援事業であります。26年から28年まで6,200万円を要しています。多額の財源を計上したわけですから、民間の事業者が参入できる事業として成功することが求められていたと思うわけであり。現状は、阿多田島漁協がわずか2,000匹、細々と継続している状況ではありませんか。通常ハマチの養殖事業として企業として成り立つには数万匹の養殖が必要と言われております。そういった中で、再編交付金を艦載機移転で一番影響を受ける阿多田島への支援に向けたとの配慮は評価するものでありますが、交付金が継続的な阿多田島の産業の活性化につながる目標として位置づけられ、計画段階で十分な検討が必要であったのではないかとこのことを指摘しておきます。

大竹駅周辺整備事業については、まだまだ完成までは相当な年限を要します。先日も議会で説明がございましたが、市民は当面エレベーターの設置を求めています。跨線橋の設計から先行してエレベーターの設置をすることで検討を加えるべきであります。高齢者や交通弱者に配慮した対応が必要であると考えております。

次に、浸水対策事業であります。本市の浸水箇所は多方面に広がっています。住民が大雨のたびに浸水に悩まされる状況は耐えがたいものであります。生活するためには安心・安全が一番と考えます。安全な住環境を提供するためにも浸水対策を優先して計画的に実施することが必要と考えます。

次に、消防力強化事業であります。先ほど委員長報告にもありました黒川公園に防火水槽を設置されました。当初は埋設する計画でありましたが、先ほどの委員長報告のように埋設することが困難ということで半分以上が地上に露出をして設置されました。その防火水槽のほわりには、従来から問題とされております歩道が真っ暗な状態で放置されております。防火水槽の設置により余計この防犯上の観点からも暗い歩道を解決する必要があるということで従来から指摘をしておりますが、ぜひこの部分については検討をいただきたい。

次に消防ポンプ給水車整備事業に関して、現在大竹市にはビルの建設が進み、高層マンションの建設が多くありました。高所放水車の導入がなされるべきと考えます。

河川水路改良保全事業であります。河川の雑木、雑草など堆積土砂の撤去・回収については従前から求め続けてきたところでございます。土砂や雑木が繁殖し、水害の被害が心配されています。また景観の観点からも不都合であります。河川の改修の計画的な対策の実施を求めます。

次に子ども医療費助成事業について、疾病の早期発見と治療の促進を図り、子供の健全な成長を支えるために現行の一部負担を廃止し、子ども医療費助成の拡充を求めてきました。一部負担金を廃止し、早期発見と早期治療で子供の健康を支えるべきと考えます。

次に生活困窮者自立支援事業ですが、平成28年度の事業費が1,718万5,000円で、プラン作成4件、住居確保給付金利用件数が2件、就労者数はゼロ件であります。事業の効果が上がっているとは言えない状況であると考えます。一方で、事業が生活保護の水際作戦だという評価もあります。このような指摘がある中で事業の見直しが必要と考えます。

土地開発公社の健全化対策事業について開発公社の所有地の売却による赤字分と借入金利息の補填を毎年度一般会計から補填しているものですが、28年度は2,614万円になりました。土地開発公社の経営補填のために今後とも一般会計からの繰り出しが続きます。土地開発公社の方向性について抜本的な解決策を検討するべきと考えております。

次に土地造成特別会計への繰出金は28年度大幅に減少しています。毎年度自然公園整備事業という架空の事業をつくり上げ5億円ずつ繰り出してきたものですが、長年にわたり大願寺造成地の負担を市民に押しつけたものであります。引き続き市民の負担は続きます。小方小・中学校の跡地処理によっては、市民の負担が再び増加するのではないかとの懸念があります。今後の財政運営に十分な配慮をお願いいたします。

次に議会の委員会中継については、以前から本会議だけでなく委員会もテレビ中継してはとの意見が継続して上げられています。議会だけでなく行政としても議会中継で執行部や市長の方針等を市民にリアルタイムで知らせることが出来ます。議会で決めてほしいという立場を乗り越えて市民に開かれた議会、行政を目指して執行部としても前向きに取り組まれることを望みます。

次に情報公開について、情報公開コーナーが従来の1階正面玄関の左側に1室確保されていましたが、現在2階の廊下に移動されています。この場所では情報公開コーナーとは名ばかりで、来庁者が往来している場所で記録などの調査閲覧ができる環境ではありません。情報公開コーナーとしては機能していないし、これこそ非情報公開コーナーとなります。配置についての検討を求めます。

次にシルバー人材センターの補助金については、議会でもたびたび指摘されていましたが、シルバー人材センターの補助金でありながら、各事業費の補助として記載されています。本来の補助金としての目的が不明な支出となりました。補助金としての意味を理解され、明確にされるべきだと考えます。

米軍岩国基地の安心安全対策について、空母艦載機の移駐が始まり、本市の中心部上空も航空機の飛行が多くなりました。基地周辺住民にはそれだけ危険が迫ってきています。岩国基地の航空機の運営状況を把握し、住民の安心安全を担保しなければなりません。特に事故率3.27と米軍の航空機の中でも高い事故率のオスプレイの岩国基地配備は基地周辺住民の不安を増長させるものであります。危険な航空機の岩国基地配備については、配備しないように申し入れを行うべきと考えます。

また、岩国基地や防衛省に対しての申し入れや抗議に対しては広島県がしている、あるいは国がしているとして、大竹市は自治体としての意思を示していません。このような姿勢は自治体住民の安心安全の願いをそぐものであると考えます。国や防衛の言いなりではなく、自治体としての意思を明確に示すべきと考えます。

もう1点基地問題でどうしても触れておかなければならないのは日米地位協定の見直しであります。米軍艦載機の移駐で米軍の航空機が120機増加すると言われております。今後、航空機の事故や米兵による事件が多発することが予想されます。そういった事故や事件の場合に問題となるのが、日米地位協定であります。現在沖縄県では数々の問題が発覚しています。今後岩国基地でも同様に事件や事故などの発生する可能性があります。日米地位



協定の見直しに基地周辺自治体としても取り組みを求めます。

土地造成特別会計については、大願寺地区造成地の売却をめぐる訴訟となっています。本年3月9日の広島高裁の判決は大竹市は入山欣郎に対して1億5,000万円の損害賠償を請求せよ。またこれに対する平成25年4月6日からの支払い済みまでの年5分の金員を請求せよという判決で、大竹市にとって最悪の判決が下されています。被告大竹市は3月23日に上告申し立てを行いました。上告申し立てから9カ月が経過していますが、いまだ12月19日現在上告申し立ては受理されていません。

一方で、12月6日の大願寺地区造成地売却問題調査特別委員会の設置決議案や、本日の陳情平成23年12月議会の土地売却処分の陳情が出されるなど、市民も議会も行政も混乱をしています。これらの原因の全ては入山市長にこそあります。大竹市民をこのような混乱に陥れ、行政も議会も市民も混乱させている入山市長は市長選挙に立候補する前にみずからのさまざまな疑問に答える必要があります。

司法の解明は法定でなされますが、大願寺地区造成地の売却に絡んでのさまざまな疑問は市長みずからが議会と行政とともに解明し、市民の前に明らかにするべきであります。だんまりを決め込んで市長選挙に立候補するなど、到底考えられません。今こそ、市長の市民に対する説明責任が問われていると考えます。

以上、平成28年度一般会計、土地造成特別会計の反対討論といたします。失礼しました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。通告で順次お願いします。

2番、末広議員。

○2番（末広和基） それでは、私は認第6号、認第13号の8案件について賛成の立場で討論させていただきます。

多くの各項に対しては委員会に付託され、先ほどの委員長報告に準ずるといたします。議会運営上、委員会に付託された各項においては、委員会で十分審議されておりますので、反論の対象から外します。

反対討論の主題は、過去2年間私がこの場でも耳にしてきた全ての予算決算議案に対して行われてきました反対の討論と同様です。つまり現在の財務内容での債務残高やその発生原因が反対の理由だ。主題はそこにあります。本来議案は当年平成28年度決算についての議案でございます。地方自治会計は単年度決算です。単式簿記においてです。当年の内容についての審議を主に行われるべきだと考えます。過去の要件は除いて考えるべきであり、ましてや債務残高は過去からの積み重ねの指標です。判断基準に入れるべきではないと考えます。

しかし反対の論拠に上げられている以上、その論拠に対して逃げるべきではないとして反論いたします。今期に至る5年間の決算資料を解析してみても、大願寺宅地売却行為の行われた年度も含めてですが、将来負担比率は着実に減少しております。行政経営の実力は評価されても、批判されるのは甚だ感情的要素が入り込み過ぎていると言わざるを得ません。債務残高を論点とするならば、本年3月末に固定資産台帳が整備完了いたしました。現在大竹市が保有する金融資産や固定資産の状況、またその拡充変化もその要素に加えなければならないと考えます。反論すべき部分を堅実に主張し、意味のある政策論議に

差しかえるべきです。単なる権力闘争は小さな街の議会にふさわしくありません。

会計監査的な重要な判断を、その大きな責任を背負う議員の立場として、勉強不足であるのか、勉強をされた上で悪意を持って公式の場での発言をもつての市政批判に、これを耳にする市民を惑わせる発言には真っ向から立ち向かいます。

さて、本題であるべき当年度決算評価についての賛成の論拠を最後に述べます。先ほど、私の反論にあった過去5年間に引き続き、28年度も健全な経営を継続され、着実に成果を上げておられることに敬意を表すことで、賛成の論拠といたします。

以上、賛成の討論を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 私は認第6号、一般会計ですね、それと認第11号、土地造成特別会計、この2つに反対の立場で討論をいたします。

まず最初に私は決算委員でした。私ごとで最後の3日目の後半は席を外しました。まことに申しわけございません。だから最後の場面は知らないんですけども、まず一般会計ですね。反対、全部反対、全部賛成ということは、予算ですからそういうことはないんですけども、あえて反対する、その1点だけ申し述べさせていただきます。

来年が固定資産税の評価がえの年なんだろうと思います。それで来年でしたか、大竹市は不動産鑑定士協会かな、固定資産税においても評価がえするために鑑定士協会にしかるべきお金を払って基礎的なものを出してもらうんだと思いますけども、それをやっております。同時に、今裁判やっていますけども、その場においては真反対の意見を述べているわけですね、主人公は同じ大竹市ですから。

具体的に言うと、ルネス学園という学校がありました。専門学校ですけども。あれがなくなっただ後の話ですけども、建物を持っている業者に土地を売るかどうかという2つ方法があったんだと思いますけども、その敷地売買交渉の中で、売る側の大竹市ですね、売る側の鑑定士さんと買う側の鑑定士さんがいて、それぞれ相当、倍半分ぐらい違った。私は現物のコピーをもらいましたけども。

そのことを大願寺の高裁の中で証拠申請をして、これほど違うんですよと。だから鑑定士の評価なんて当てになりませんよという、そういう主張を大竹市はされました。同時に固定資産税においては、鑑定士協会に鑑定してくださいというお願いをしております。この2つの理屈が同時に成立はしませんね、明らかに。こういう場当たりの二枚舌のようなことをする。これは私は明らかにおかしいと思います。それがとりあえず1つだけ言います。それが一般会計反対する理由でございます。

ごめんなさい。もう1個ありました。シルバーのことですね。シルバー人材センターについては、私が3月の予算委員会でもたまたま、たまたま教育費の中に校庭芝生維持管理補助金ってあって、この補助金って誰に出すんって言って、私が財政係に電話だったかな、行ったんかな、忘れちゃったけど、聞いたのが発端です。

大竹市の大竹小学校のグラウンドを整備するのに補助金を出す。学校に補助金を出すわけありませんよね。大竹市の学校ですから。誰だろうって、そういう素朴なことが発端で

した。結局、いろいろなお金の問題もあって、ある種の努力の工夫の結果だと思えますけども、3月の予算特別委員会で私の質問に対して、総務部長がこういうふうに答えています。「大きな弊害がないときには、また同じ効果が期待できるなら、経費は少ないほうがいい。これも原則でございます」こういうふうに議事録に書いてあります。

つまり、委託料を補助金につけかえたことについて、その時点では正当なんだということ強調されたんだと思います。私がそういうことをきつく言ったもんだから、当時そのときに副市長は強い口調の質問は職員を萎縮させると言って発言されております。でも、3カ月後の6月議会では、これころっと変えたんですね。委託料を復活させて、補助金を落としました。言いかえれば、委託料を補助金につけかえたことに大きな弊害があるというふうに考えを改めたんだらうと思います。

同時に副市長の発言じゃありませんけども、職員が萎縮する。なぜかわかりますか。堂々と胸を張って主張する、説明する。そういうことが困難なことを職員さんに強いているわけです。だから不正とも言えることを、私がずばっと質問したから答えられないんですよ。それをもって萎縮させるとは何事かという言い方は私はないと思います。そういう言い方をして、気の弱い議員を萎縮させないでいただきたい。そういうふうに感じます。

このシルバーに対する最大の補助金、高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金というんですけど、これについては予算書には一言も書いてありません。つまり教育費の校庭芝生維持管理委託料とか、土木費の公園管理の委託料とか、そういうものを補助金というふうに名前を変えて、議員は誰も知らなかったと思います。そしてそれを今度は厚労省が言うところの、高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金ですよという文書をつくって、市長印を押してそれをシルバーに渡すわけですね。それをシルバーは厚労省に出して、大竹市さんは3,000万円も補助金くれていますと。ぜひ厚労省の補助金もうちにくださいと言って出してたわけですね。そういうことを少なくともこの3年間やろうとしていました。

今回の話は28年度決算ですから、私が言ったのは29年度ですね。29年度は私が言ったがために一生懸命かじを切って最大限修正かけています。そのことについてはありがたいと思います。ただ、28年度も同じ手法でやって28年度は完璧にそのまま走ってしまったわけですから、賛成しづらいですよ。きょうは代表監査員さん初日ですけれども、この中身をよく聞いてほしいと思います。そういうことを、議会もなかなか全部はわかりませんからたまたま見つかったりするんですけども、ぜひいつ何時どういことがあってもちゃんと筋が通るような予算を立てて、それを執行していただきたいと思います。

土地造成特別会計については、さっきから何度もいろんな方が言われたような気がしますが、裁判も係争中でもありますし、もろに土地造成会計の話ですから、これはまあそういうことを理由に反対とさせていただきます。

以上です。終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。

5番、西村議員。

○5番（西村一啓） 認6号から認13号に至る8項目について、先ほど賛成反対いろいろ意見はあると思いますが、詳細については委員長報告でありました。また、10月に行われま

した委員会でも慎重に審議をされ、そしてその結果がきょうの委員長報告であります。特に先ほどから出てきますシルバーについては、特に私、委員として気になったのは大竹市の人口が減少化される中で高齢者比率はもう34%に近づいておると、こうした9,000人余りの高齢者、元気な人の働ける場がシルバーの一番大事な要点だと私は思っております。

こうした働ける場をつくるということで、費用云々は別としても職員の努力によって今までこの認6号から認13号の中の詳細の明細が示されました。市の予算についてもこの10年間ほとんど平均化されてきております。これは職員の努力と私は思っております。特に限られた予算の中でこういうそれぞれの部署の決算をやるということは、本当に並々ならぬ努力があったものと思っております。

したがって、相対的に考えても私はこの本年の決算については賛成の立場で発言をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第7号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計決算、認第8号平成28年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第9号平成28年度大竹市農業集落排水特別会計決算、認第10号平成28年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算、認第12号平成28年度大竹市介護保険特別会計決算、認第13号平成28年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算の6件について一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本6件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第6号平成28年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号平成28年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。



日程第11～日程第18〔一括上程〕

議案第61号 和解について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第64号 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第67号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について

議案第72号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

議案第73号 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第75号 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（児玉朋也） 日程第11、議案第61号和解についてから日程第18、議案第75号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、網谷芳孝議員。

総務文教委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                                | 審査の結果 | 付託年月日     |
|--------|------------------------------------|-------|-----------|
| 議案第61号 | 和解について                             | 原案可決  | 29. 12. 6 |
| 議案第63号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について           | 原案可決  | 29. 12. 6 |
| 議案第64号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について      | 原案可決  | 29. 12. 6 |
| 議案第65号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について   | 原案可決  | 29. 12. 6 |
| 議案第67号 | 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について | 原案可決  | 29. 12. 6 |
| 議案第72号 | 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）             | 原案可決  | 29. 12. 6 |

|        |                              |      |           |
|--------|------------------------------|------|-----------|
| 議案第73号 | 平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第75号 | 平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）   | 原案可決 | 29. 12. 6 |

平成29年12月7日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

総務文教委員長 網谷 芳孝

〔総務文教委員長 網谷芳孝議員 登壇〕

○総務文教委員長（網谷芳孝） それでは総務文教委員会、委員長報告をさせていただきます。去る12月6日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件につきまして、12月7日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第61号和解についてでございますが、本件では「今回の基幹システムの切りかえによって大竹市の財政的な支出がふえるのか伺う」との質疑に対し、「検討時の金額であり、確定した金額ではないが、年額4,200万円程度から6,400万円程度になり、導入及び運用の支出は約1.7倍となる見込みである。ただし、法改正に伴うシステム改修費への割り勘効果がこれまでより大きくなるためトータルでの差はもう少し縮まると見込んでい」との答弁がございました。

次に、「和解についてという議案になっているが、どのような契約だったのか。また和解の内容について伺う」との質疑に対し、「利用期間満了の日の1カ月前までに大竹市から相手方に対し文書による本契約終了の申し出がない限り、本契約のサービス利用期間はさらに3カ月更新される契約で、その後の更新についても同様という契約になっている。今回相手方から事業停止の申し出を受けたが、新しいシステム確保の見通しが立ち、また相手方の支援が確認できたため、契約の解除の合意をしたものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正についてでございます。本件では「技術は日進月歩であると思うが、長期契約中に新たな選択肢が発生するといった期待損失のリスクへの考え方について伺う」との質疑に対し、「契約時点のものを一定期間利用するという前提で長期継続契約を締結するためソフトの改良などがあれば追加での契約となる」との答弁がございました。

続きまして、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから議案第65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件でございますが、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件では、まず「一般職再任用の職員の給料の改定に当たり原資を幾ら必要とし、平

均すると1人幾らになるか伺う」との質疑に対し、「給料の引き上げ分の影響額は総額で約1,250万円であり、1人当たりの額は約6,600円である」との答弁がございました。

次に、「雇用形態について、現在部署によって違うものを全て年度初めにそろえるという事は可能なのか」という質疑に対し、「新しく年度採用ということになると、例えば次の年も採用する場合は新たに任用したものとして整理するということになる。1日も間を開けることなく採用できる。今もそういう考え方に基づいて採用できると解釈しているため、そういう方向で整理をしていこうと考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第64号、議案第65号に反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。まず反対の立場では、「議案第64号、65号については労働者である市職員と同列に考えるということとはできないという観点から反対である」との討論がございました。次に、賛成の立場で「例年同様、人事院勧告に準ずるというところで、近年は増額のケースがふえているが、以前は減額が続くケースがあるなど、その時代時代に合わせている指標の1つであるため、それに準ずるとするのは正しい選択肢の1つではないかと思うため、賛成である」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）、議案第73号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第75号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）の3件でございますが関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件ではまず、「スクールタクシーの契約内容について伺う」との質疑に対し、「栗谷地区在住の生徒を小方中学校に送迎するためのスクールタクシーの借りに要する経費については、台数ではなく1便当たりの運賃で契約している。スクールタクシーは、朝に2便、帰りに2便という運行状況である」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税の現在の状況について伺う」との質疑に対し、「12月6日現在、寄附金額が8,105万2,000円。寄附人数が2,752人となっている。ことしの8月、9月に2社を追加し、合計4社のふるさと納税ポータルサイトに掲載したことで寄附の増加であったのではないかと考えている。現在22事業者で100品目を出展しているが、年内中には事業者をさらに3社増加し、116品目になる予定で事業を進めている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第72号に反対の立場で2名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。まず反対の立場で、「債務負担行為については議員みずからが改革をするなら襟を正す、そういう意味ですべきではないということで反対である」との討論がございました。次に、反対の立場で、「議案72号については、議案64号65号に補正が入っているため反対である」との討論がございました。次に賛成の立場で、「会議システムを議会で買うというのはマイクシステムを議会費で買うのと同じことだと思っており、会議の効率化には必要であると考えている。また、そのほかにも全体的にまとまった補正であるため、賛成である」との討論がございました。討論を終結し、採決の

結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 今委員長報告でもありましたように、議案第72号一般会計補正予算について反対の立場で討論をいたします。

補正予算もかなり多くの金額がありましたけど、私は唯一債務負担行為、会議システムに要する経費300万円についてのみ反対を申し上げる次第でございます。議員の皆さんは議会改革調査会ですか、そういうところでICT化に向けて日々勉強をされているということは聞いておりますし、敬意を表するところではあります。そうはいつでもICT化といいましても非常に範囲が広いわけですよ。何から先に行うのか、優先順位が私は皆さんとは違うということです。このICT化は議会基本条例から進展してきたもので、全国の議会で導入をされ始めております。非常に熱心なところは神奈川県の下田市とかそういうところが、非常にテレビとかでも放映されICT化の導入を行っています。県内でもつい最近では府中市が導入に踏み切りました。

ですから、その流れというものに対して、私は全くそれは反対だということで、この債務負担行為の300万円を反対するというものではありません。このICT化の今取り組んで債務負担行為の中にはタブレットを購入しようということが、そしてそれになれようと。その中にサイドブックスというふうなシステムを入れようという予算だと聞いております。それが300万円。

だからこの300万円を議会費は増額してはならないので、じゃあ議長の交際費の100万円を50万に半額にしよう。それから今まで常任委員会や特別委員会で視察していたところを250万円カットして、議長交際費と視察研修を取りやめて半分にして、あるいは一部カットして300万円の財源をつくるんだと。だから議会費では差し引き増額は起こらないというような理由でございます。

まあ確かにそういう言われりゃそうかもわからないんですけど、それが簡単に減額できるということは、私だけじゃなしにふつうの人から見れば不要な予算であったんじゃないのかと。余り必要な視察じゃなかったものを行っていたんじゃないかというふうにもとられかねます。

絶対必要なものは切れないんですよ。例えばきょう、このテレビ中継していますね。ふれあいチャンネルで。これお金がないからって、これ多分カットできないと思いますよ。だけど視察とか、議長交際費、議長が確かに余り使われていません。自分で払われとるん



か、その辺わかりませんが、半分ぐらいしか使われてませんので、50万が残るからってそうされたかもわかりませんが、じゃあ次に新しい議長がいよいよ私はいろんなものに出席したり何か要るんだと言われて100万円要求されてきたらどうするのかと。そういう場当たりのなものを議会で決めたんだからって、これ市長しかこの提出権ありませんので、予算は。議会で決めとるんだからと言って、単純にこれを執行部が議案として債務負担行為、要するに先取り予算ですよ。次年度の予算を今使わせてもらうということですから、この債務負担行為までして今これをやらなきゃいけないという。

中身を聞いてみたら、私1回も出てませんからわかりませんが、自分でもタブレット持っていますし、ノートパソコンもデスクトップも皆持っています。それは自分に必要だから。必要なものは自分で買います。そこが私は一番問題だと思うんですね。これマイナス、せっかく皆さん賛成が多いんで、通るんだと思うんですけど、この市の所有物ですから持ち出せないんですね、これ。持ち出せない。持ち帰れない。ずっとここに置いておく。委員会しか使えない。じゃあ委員会で何回使うのか一体と。年間300万ですよ。それは、自腹を払ってそのタブレット本体を自分が買えば、自分の家にも持ち帰られるし、いろんな皆さんの市民のところにも行って、そういうことをお話ししたりお伝えしたりすることができるわけですから、そこを自己負担しましょうというのが私の考え方です。

それから、この導入を取りやめた議会も幾つかあります。いろいろ調べてみました。それは非常に費用対効果が低いということと、それから予算書、決算書、あるいは市政のあらましとか総合計画とか、そういうものが今回は入らない。だから一部のものしか入らない。それから執行部と共有できない。議員しか持っていないので、執行部にその中身を話しても、執行部は持っておられませんので、共有できないから。そういう審議状態になる。こういうことを考えると、お金も相当要るので取りやめたというような議会も結構あります。

それから、もう1つ大きな問題で、先ほど山崎議員も申されましたけど、市内の小中学校にICT化でいろんな物を購入しておられますけど、このタブレットに関しましては、玖波と小方が小学校が35台と40台、それぞれ導入しておりますけど、一番大きい大竹小学校はゼロ台です。1台もありません。中学校になったらどうなのかといいますと、今3つ中学校がありますけど、タブレットゼロです。これ必要なんですか、それとも必要じゃないから購入されないんですかって私、教育長や担当課長の総務学事課長にお伺いしました。必要ですと、でも財源がないんですと言われてました。今から日本の将来を担ってくれる子供たちに優先して我々の議会はこの300万をその子供たちに優先して使うべきです。自分らのものは自分のお金で買う。これが議員として当然の責務ではないかと私は思って、この導入そのものに反対するわけではありませんけど、自己資金で買うということになっておりませんので、反対とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

12番、細川議員。

○12番（細川雅子） まず委員長報告に賛成の立場で議長のお許しをいただいて討論させて

いただきます。

ただいま会議システム導入にかかわる債務負担行為を理由とした反対の討論がございました。先にただいまの議員の討論の中で少し思い違いがあったのではないかと思いますので、そこについて発言させていただきます。

このたびの議会改革の中で、会議システムを何を使うかということについて、サイドブックにというふうに決まったんじゃないのかなといった討論でございましたが、どの会議システムを使うかについてはただいま検討中でございまして、私どもが今後使用していくに当たって総合的に判断して現在検討しているのはモアノートとサイドブックではございますが、今検討中でございますので、その点については訂正させていただきます。

そして、議会費の中で簡単に減額をして300万を捻出したといった御指摘もございましたが、これについてもまず議会費を増額をお願いをしようかといった意見もございましたが、このたびは効果をしっかりと確認していくためにも2年間の試行にしようということもありまして、その中でどうやって予算を出していくのかと皆さんで協議をした結果、苦渋の選択として議長の交際費と私どもの視察の費用を何とかそこで減額しようということでございますので、簡単に減額したわけではございません。

さて、このたびの議案の提出者は市長でございますが、会議システム導入にかかわる予算については議会からお願いしているということ。特に、会議システムについては議会改革調査会において答申を出したもので、私がこの9月より調査会会長という立場でありますので、このたび討論させていただくように時間をいただきました。

そもそも議会のICT化は議会改革調査会が議長から答申をいただいて議論を進め、平成28年度から29年まで約2年に及ぶ長い助走期間を経てようやくICT化の第一歩として会議システムとタブレットの導入が方向づけられたものです。前任の調査会では結論には至らなかったものの、導入に向けて前向きに検討された議論の内容は議会に既に報告されております。

私ども現在の調査会では、その報告を受け、再度ICT化のメリット・デメリット、会議システムを導入することの効果について研究した後に早期の運用が望ましいとの答申を議長に提出させていただきました。研究会での議論の中ではただいま反対をされた議員の御指摘のとおり議員活動で使うのであれば、他市町同様に一定の議員負担も負うべきであるといった意見もございました。

しかし、まだタブレットやパソコンなどの機器に十分なれていない議員もいる中で、議員活動で使えるということを理由にして全員が負担をしていくというのは難しいということで、議会活動から始めるべきだといった御意見もあり、調査会での協議の結果、タブレットについては公費で購入し貸与すること。貸与されたタブレットは、議会活動でのみ使用するという提案となったものです。

議員活動でのさまざまな場面で広くタブレットをお使いになることを御希望される議員の方には、自費で購入された同等品を会議において使用することを可能としております。議員それぞれのお考えに対応できるよう、選択の幅を広げていることを御理解いただければ幸いです。

このような議論を経て、改革調査会から議長に答申を提出し、その後議会運営委員会でお決めいただいたものが今議会での提案になったものと理解しております。調査会においても議会運営委員会においても、会派の中で十分御議論いただけるいとまがありました。その上でこのたびの反対の意思表示だとは思いますが、このたびの提案に至るまでは合意点を一つ一つ積み上げてきた結果であることを広いお心で御理解いただいて、会議システムを導入いたしましたら、積極的に御利用いただけるようお願いして討論いたします。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） 私はただいま議題となっております議案64号特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について、及び議案65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）に反対の意見を述べて態度を表明いたします。

初めに議案64号及び議案65号は地方公務員の給与が国家公務員の給与や人事院勧告に従って決められているのに対して、市長ら自治体の特別職の報酬や地方議会議員の報酬は自治体の人口、面積、予算、議員数など、それぞれのさまざまな条件、特性を基礎にして住民の合意を得ながら決定されるものと考えます。

人事院勧告は、公務員に対して適用されるもので、特別職や議員に適用されるものではありません。今回の期末手当の増額ではありますが、結果的には市長が議員などみずからの期末手当の増額を提案し、当事者である議員が決めるという構図であります。そこには市民の議論も市民感情も反映されないもので、二重にも三重にも市民の期待を裏切るものと考えます。

景気の回復が認められない地方において、市民の暮らしに対する困難が続いています。社会保障の負担増が相次いでいます。また厚生労働省は生活保護の生活扶助費を最大で5%削減する案も示しています。相次ぐ増税も検討されています。このような折、特別職や議員の期末手当の増額は市民感情を逆なでし議会と行政に不信感を持たせるものと考えます。大竹市は大幅の人口減少に見舞われ、11月1日現在で2万7,549人であります。

大幅な人口減少に直面しているにもかかわらず、依然として市議会の議員定数は削減されていません。現在大竹市議会は欠員1であります。市民は現在欠員1で運営されてきたが、市民にとって何ら支障はない。定数削減を行うべきだとの声や、人口減の今こそ議員定数の削減に取り組むべきだとの声が多くあります。このような意見がある中で、議員定数の削減をしないで、みずからの期末手当を増額するなど市民の不信を招きます。特別職や議会の議員は、みずからの手当の増額の前に、みずからの身を律して市民の理解を得る努力をするべきと考えます。

議案72号は市長ら特別職と議員の期末手当の増額の予算が組み込まれていますので、反対であります。

以上の理由により3議案に反対いたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私は委員長報告のとおり、各件に賛成の討論をさせていただきます。

特にただいま御意見のありました人事院勧告にかかわる議案についてでございますが、これまでも本市も全国多くの自治体と同じくこの勧告に倣ってまいりました。近年こそ増額の傾向が続いておりますけれども、以前は減額が連続していた時期もありました。人事院勧告が示すものは、そのときそのときの経済状況が反映されており、増額減額によらず、基本的なところとして本市にとって倣うべき指標の1つとして、尊重するに値するものだと考えております。

以上はこのたびの勧告のみにとどまらない、何年も続いてきた継続的な考え方であるんですが、それに加えて、議案72号の一般会計補正予算、こちらの予算案にあるように、ふるさと納税寄附金の好影響が顕著に見られております。この制度を本市で本格的に取り入れて以来、市長さんがあらゆる会合やイベント、その御挨拶の中で積極的にアピールをしてこられて、市への寄附を頭を下げてお願いしておられる。そういった姿を目の当たりにしてまいりました。

また、平素の職員の皆さんとの立ち話の中でも、多くの方々から、私もというふうに、控え目でもうれしくありがたいせりふが当たり前に出てきております。この場をおかりしまして実際に御寄附をくださっている市内外寄附者の皆さんへの感謝の気持ちというものあらわしながら、寄附金増額が見込まれる背景にこういった市長さんを初めとした執行部職員の皆さんの継続した御努力があったたまものであると感謝を申し上げたいと思います。

私たち議員はルール上、本市への直接への寄附行為はできません。人事院勧告に倣い手当増額という流れになるのであれば、議員一人一人も市長さん、職員さんの営業努力を見習って改めてこのふるさと応援寄附金の制度を活用して、少しでも入りがふえるよう努めていかなければならないと考えます。簡単に言えば、既に御努力をなさっている同僚議員がほとんどであるとは思いますが、プラスして私たち議員もせめて人勧増額分くらいは新規に寄附者を開拓する気概を持ちましょうというものであります。

以上、発言を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、議案第61号和解について、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第67号長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について、議案第73号平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第75号平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）の5件について一括採決いたします。

本5件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本5件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本5件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第65号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19～日程第26〔一括上程〕

議案第62号 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について

議案第66号 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について

議案第68号 市道路線の廃止及び認定について

議案第70号 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について

議案第71号 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について

議案第74号 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第19、議案第62号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定についてから日程第26、議案第77号平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る8件を一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、田中実穂議員。

生活環境委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号 | 件 名 | 審査の結果 | 付託年月日 |
|--------|--------------------------------|-------|-----------|
| 議案第62号 | 大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第66号 | 大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正について | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第68号 | 市道路線の廃止及び認定について | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第70号 | 大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定について | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第71号 | 大竹市営住宅等の指定管理者の指定について | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第74号 | 平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第76号 | 平成29年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 原案可決 | 29. 12. 6 |
| 議案第77号 | 平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号） | 原案可決 | 29. 12. 6 |

平成29年12月8日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境委員長 田中 実穂

〔生活環境委員長 田中実穂議員 登壇〕

○生活環境委員長（田中実穂） それでは、12月6日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案9件につきましては、8日に委員会を開催し審査を行いましたので、議案第69号を除く8件の委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第62号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定についてでございますが、本件では「小方地域の方の話し合いの際に住民から利用時間のことなど、どのような意見が出ていたのか伺う」との質疑に対しまして、「住民への説明に当たっては小方地域の3

自治会の会長、役員などと定期的に会議を行っている。利用時間に関しては特に意見はなかったが、施設の名称については小方の文言を入れてほしかった」との意見がありました。これに対しては、「会館の目的が市内全域を対象したものであるということを説明している。また現在愛称を公募することを考えており、所在地域をイメージするものとの条件を付すことを検討しており、これにより了解を得たいと考えている」との答弁がございました。

次に、「この条例は総合福祉センターの条例の考え方を基本としていると思われるが、第13条において、開館時間ではなく利用時間と表現していることの考えを伺う」との質疑に対し、「1階で指定管理者が業務を17時まで行うことを想定した場合において、2階で一般の利用者が使える部屋などの利用時間は平日が21時までであり、ずれが生じるため、開館時間ではなく利用時間としている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号大竹市養護老人ホームゆうあいの里の指定管理者の指定についてでございますが、本件では質疑・討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第76号平成29年度大竹市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「後期高齢者医療広域連合納付金事務の額が例年よりも多いようであるが、その内容について伺う」との質疑に対し、「理由は2点あり、1点目は平成28年度の広域連合への保険料などの負担金の精算に伴う677万144円で、これは平成28年度に概算で納付し、平成29年度の精算により追加納付が発生したものである。もう1点は平成29年度の保険基盤安定分保険料軽減額の確定による67万4,141円で、これは所得が低い方への保険料の軽減について市が負担するが、その負担額が確定したものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第74号平成29年度大竹市港湾施設管理受託特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「大竹港においてヒアリの調査を行っているのか状況を伺う」との質疑に対し、「5月に国内で初めてヒアリが確認されて以降、全国の港湾で調査が行われてきている。大竹港においても、まず7月末にコンクリートの割れ目など生息が考えられそうな箇所の補修を行っており、その後コンテナヤード付近などの調査が8月下旬から9月、10月、11月と実施されている。その結果、見つかってはいないが今後も港湾管理者である県の指示のもと調査に協力していきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しています。

続きまして、議案第68号市道路線の廃止及び認定についてでございます。本件では「八

丁3号線を約270メートル延伸し、既存部分と合わせて826メートルを全区間として改めて道路認定するということであるが、その経緯について伺う」との質疑に対し、「延伸部分は現在国道186号の旧路線として県が管理している区間である。道路使用者である県の水道事務所加圧ポンプ場と中国電力の発電所との協議が調い、延伸部分より先を国土交通省弥栄ダム管理所の管理とし、延伸部分までを大竹市が管理することになったものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてでございますが、本件では「指定管理者制度を5年間実施してきたことによる成果をどのように検証しているか伺う」との質疑に対し、「指定管理者制度については、行政コストを抑えつつ入居者によりよいサービスを提供できることなどのメリットなどを踏まえて実施の判断をしている。導入以降安定して高い収納率が確保されており、24時間体制のトラブル受付や修繕なども早い対応ができるようになったことなど、入居者へのサービスが向上したことがメリットであると考えており、引き続き指定管理を実施することがよいと考えている」との答弁がございました。

次に、「指定管理者による管理について、入居者に対する意識調査なども必要と思うがどのように取り組んでいるのか伺う」との質疑に対し、「指定管理者から入居者全体に全世帯に対してアンケートを実施している。約600通配付し、回収率は45%であった。4割以上の世帯が電話・窓口・訪問の各対応について、満足またはやや満足の回答があり、全体の1.8から2.5%程度は不満またはやや不満の回答であった。全般的に丁寧、親切に指定管理による対応ができていると考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部改正についてでございますが、本件では質疑・討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第77号平成29年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では「新町雨水排水ポンプ場の予定地について、今回の補正予算により新たに取得する面積は幾らで、既に取得している部分と残る部分の面積は幾らになるのか」との質疑に対し、「ポンプ場予定地の全体面積は1,870平方メートルであり、補正予算により取得する予定の面積は約770平方メートルである。土地開発公社において既に取得している部分が約710平方メートルであり、約390平方メートルが個人の所有地として残る部分になる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決

すべきものと決しております。

以上で議案8件の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 第62号大竹市地域福祉会館設置及び管理条例の制定について、賛成の討論としますが、条件を付させていただきます。

この条例の第7条で、既に大竹シルバー人材センターを指定することが前提の条例になっておると私は判断しました。年が明けて2月、3月ごろには、この福祉会館の名前も公募されるというふうに聞いておりますが、この中でちょっと気になったのが、指定管理者にされる者は事業計画と収支予算書を提出しなさいと書いてあるんですよ。

で、どういう事業をするのか、あるいはそれにどれだけの人件費がかかるのか、エレベーターもつくんでその電気代とか保守点検料、こういうものが指定管理者になろうという者が事前に事業計画とか予算がはじき出せるのかという不思議な条例なんですよね。水面下で相当なすり合わせしていないと、これはできないと私は思う条例だと思います。何人使われるか、どういう事業をするか。純然たる事業費、人件費。で、指定管理者が仮に決まります。でも予算書も仮にできています。そのときに、指定管理者が出した事業計画、予算、これと大竹市が出す当初予算、この違いは補正予算で対応するのかというような疑問も生じました。

このように非常に事前のすり合わせが行われるだろうということが、いとも簡単にわかるような条例ですので、形式だけの公募になることは明らかではないかというふうに感じたわけです。

また、この会館は地域には大切な公民館として利用されてきましたが、教育から福祉という施設に変わります。当時の説明では、公民館活動は今までとは変わらないようにする。利用者には迷惑をかけないという説明でございました。まず総面積が縮小されます。体育館部分はなくなります。1階部分は恐らくシルバー人材センターの事務所兼作業所として決まるでしょう。それでは公民館をどうするのかの話し合いを最初の説明と大きく異なります。地元がこの施設を必要としないなら、解体するとまで言われました。

いつの間にかシルバー人材センターが入居するであろう。そして、その11月下旬の地元の自治会との話し合いまで地元の自治会長は役員の皆さんに名称も地元としては了解していない。1階にシルバー人材センターが入居することも了解していないと、役員の皆さん、私は頑張りますよと言われたんです。もう既にでも議案は配付されていたんです。いかに、執行部の方が地元の自治会、地元の住民に説明をされていないかということが明確にわか

るわけです。

市長は職員の発言は私の発言だと理解してもらってよいと幾度も委員会等で発言されております。藤井議員が土地の買収で国土交通省から約4億円のお金を買収して入ったと。

1億以上のお金が残っていると。それは当時1,000万円以上を3自治会がああ公民館を集会所として利用するんであるから、1,000万円以上の寄附をしたわけです。それがなくなったわけです。それなら当然返していただくか、あるいは地域にその寄附した金額に似合う金額、1億数千万残つとるわけですから、その金額で新たな集会所をつくってあげるとい、まさに小方のまちづくりです。そういうことをされる気はありませんかと言ったら、総務部長は全くありませんと。全くありませんということは、これは市長の発言だと、これは地元が受けとめざるを得ません。市長はいつも申されておるわけですから。市長は全く地域には集会所はつくりませんよと言われていたのも同然だと思います。

こういう地元の自治会、それから執行部、それはよく地域と話し合いをして、これから来年の4月過ぎにはオープンすると思いますんで、それまで時間がまだありますから、十分な話し合いをして、お互いが納得して、本当に気持ちのいいオープンを迎えていただきたいというふうに思い、条件をつけての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 私も反対討論じゃないんですけどね、議案第71号市営住宅の指定管理の話ですけども、指定管理については執行部の答弁にあるほど完璧に丸ということはないでしょうけども、まあその目的はあると考えております。ただ、外部の民間業者ですからいろんな個人情報の問題があつて、市営住宅の家賃というのは応能負担ですから、相当にその家賃の確認とか徴収とか、そういう部分がかかなりあるんですが、それを今は指定管理者に任せている。今回業者が変わるわけですけども、そういうことを考えたときに若干懸念があるんですが、でも手の打ちようがないよねと私は考えていました。

ただ最近ちょっと思ったことがあつて、これ提案してみるんですけども、行政というのはいろんなお金を集めていますよね。まず税金があります。保育所の保育料があります。それから保険料があります。介護とか国保の保険料があります。市営住宅があります。あと上下水道があります。いろんなお金を集めているんですけども、それ多分ですよ、ばらばらにやつとるんですよ。国にも歳入庁という考えがいつもあつて、なかなか実現しませんけども、お金扱うところ、一旦債権になったら、もう同じ債権ですから。もちろん保育料については児童手当からもらうとか、それぞれ後期高齢者であれば年金から取るとかですよ、それぞれ個性がありますから単なる債権じゃない。

とは言いながら、例えばもう口座振替とか直に取りに行くというような債権については、例えば税務課的なものを一本化すれば、もう指定管理のどこかの会社のどこかの従業員にやらせることはないわけですよ。できれば、そういう住んでいる方にそういう懸念があるとしたときに、指定管理でありながら、個人情報については極力行政の中でできる。しかも効率が上がるという方法があれば、私検討に値するんだろうと思うんですけども、こ

れは今直ちにどうこう言える話じゃありませんけども、このことを検討していただきたいなというお願いをつけて賛成討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本8件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は原案のとおり可決されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定いたしております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時02分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の訂正の申し出がありました。

お諮りいたします。先ほどの大井議員の発言につきまして、会議規則第65条の規定によりその一部を訂正したい旨の申し出がありました。この訂正の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。よって、大井議員からの発言の訂正の申し出を許可することに決しました。

大井議員。

○7番（大井 渉） 私が先ほど、大竹の地域福祉会館で、そのときに地域に集会所をつくったかどうかということで、総務部長がその委員会のときに、そういう考え方はございませんと言われたんですが、私は全くという言葉をつけ加えてしまいました。訂正いたします。おわびします。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第69号 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（児玉朋也） 日程第27、議案第69号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

なお、本件につきましては地方自治法第117条の規定により、15番田中議員には退席を願っておりますので、御了承願います。

本件に関し副委員長の報告を求めます。

生活環境副委員長、北地範久委員。

生活環境委員会議案審査報告書

本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号    | 件 名                      | 審査の結果 | 付託年月日     |
|--------|--------------------------|-------|-----------|
| 議案第69号 | 大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定について | 原案可決  | 29. 12. 6 |

平成29年12月 8 日

大竹市議会議長 児玉 朋也 様

生活環境副委員長 北地 範久

〔生活環境副委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境副委員長（北地範久） それでは、12月6日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案9件のうち議案第69号大竹市総合福祉センターの指定管理者の指定についてにつきましては、大竹市議会委員会条例第17条の規定により田中委員長の退席後に審査を行いましたので、その概要並びに結果について副委員長より御報告申し上げます。

本件では質疑・討論を行いました。討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で生活環境委員会に御付託いただきました議案第69号の審査報告を終わります。

○議長（児玉朋也） ただいまの副委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第69号を採決いたします。

本件に関する副委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、副委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 28 平成 28 年陳情第 3 号 平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情

○議長（児玉朋也） 日程第28、平成29年陳情第3号平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情を議題といたします。

陳情の要旨を職員をして朗読させます。

議会事務局。

○議事係長（加藤 豪） それでは、お手元に配付の陳情文書表のほうを読み上げさせていただきます。

受付番号、第167号、受付年月日、平成29年12月12日。陳情者、大竹市白石2丁目7番17号、津熊勲ほか18名。

件名、平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情書。

陳情の要旨。平素は大竹市民のため、本市の諸課題に真摯に取り組まれておりますことに敬意を表します。さて、平成27年7月の広島地方裁判所では大竹市の全面勝訴の判決であった大願寺地区造成土地売り払いに係る違法公金支出損害賠償請求事件で、広島高等裁判所は本年3月、被控訴人は市長に対し1億4,910万円及びこれに対する平成25年4月6日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求せよと判決を出し、地裁判決とは180度反対の結果となりました。

その内容は土地の適正な対価は平成23年鑑定評価額を基準とした上で30%を超えて修正が許されるとは考えられないと、適正な対価についての新しい判断基準を示しました。その上で適正な対価なくして、売却するとの議決を得ていない今回の売却は違法であるとの判決でした。

大願寺宅地開発は工業都市としての大竹の発展のために国・広島県・大竹市が連携して進めた港湾整備と工業団地の造成事業に必要な埋め立て土砂を確保するために実施され、さらには土砂搬出跡地を有効活用するために宅地化しようという事業でした。しかし、土砂搬出が終了したときには、国内外の経済事情は変わっており、それまで誰もが地価は上がり続けるものと思っていた土地神話も崩れていました。

平成23年12月当時、地価は下がり続け、加えて小方学園の開校に当たり、通学路の安心・安全確保のため、住宅の建設が急がれた状況にあり、早急に土地を売却することの必要性を行政のみならず市民誰もが感じていました。過去数回にわたり不動産鑑定士の鑑定評価額では高額過ぎて買い手がいないという状況の中で、市は現実的は価格を予定価格として設定して土地購入業者の公募が行われました。その結果、買いたいという業者があらわれたため、市長は議会に事情を説明し、議会でも承認されたため売却に踏み切ったというものでした。

旧小方小学校、中学校は交通量の多い国道2号線沿いにあり、騒音、排ガスなどのため、

教育環境としてはよくありませんでしたが、小方ヶ丘に集約・移転されたことで教育環境は改善し、給食センターも併設整備されています。住宅地として区画された183区画も現在平成29年3月1日180区画、192世帯、676人の方が生活し、そのうち市外からの転入者は44%に達しています。平均年齢も40歳で54人のお子さんが新たに生まれています。

また旧小方小・中学校跡地一体は教育環境としては劣悪であっても土地自体の利用価値は高く、新たな開発が期待でき、地域住民の悲願である小方新駅への弾みもつきます。さらに、大竹港は港湾整備により広島県内はもとより中国地方でも有数の港湾としての地位を確立し、大竹市の工業都市としての価値を高めています。

平成23年12月の大竹市議会は、議案第68号、財産の処分についての審議において、鑑定評価額、最低売却価格、予定価格と売却価格の説明を聞き、売却価格と不動産鑑定額には大きな差があることはわかっていたはずですが、この売却により、本市に多大な損失が生ずるおそれがあり、将来に大きな財政的負担が生じるかもしれないということも認識していたはずですが。

また小方学園の開校を控え、当該土地の利活用は本市にとって極めて重要な喫緊の課題で、土地処分の必要性を十分理解しておられたはずですが、これらを認識した上でエポックワンらが売却相手先として適当であるか否か、特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられるおそれがないかなど、大願寺地区造成土地売却の必要性と妥当性を審議され、大竹市全体のまちづくりの観点から総合的に判断され、土地売却を賛成多数により議決されたものであったと受けとめています。

現在の大竹港と、大竹工業団地の発展や小方ヶ丘の街並みや晴海商業用地のにぎわいを見ると、あのかとき土地売却をした市長と議会の判断に誤りはなかったと改めて感じます。大竹市議会は大竹市民を代表して大竹市をどうするかを決める役割を議会制民主主義をもって実践されたものであったと確信しています。ついては平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の私どもの考えに御賛同いただけますよう陳情します。

以上です。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） けさ議会運営委員会でも一部運営委員さんから質問がございました。陳情書を受理するということですね。12日に今回は受理されております。いろんなところの議会、あるいはそういう関係団体等に電話で尋ねました。受理するということは、その内容を受理した者が十分に把握して、議会でも当然説明できるというのが大前提だということをお聞きしました。自分ではいろんな難しい言葉があったり説明できないというときには陳情者の方をこの本会議場あるいは付託されたら委員会、そういうところに参考人として呼び出すというやり方を、これは地方自治法にも書いてあります。

今回受理されたということ、いろんなものが今から出てくるかもわかりません。この受理するしないという判断、これはどういうものをもって、どういう基準で判断をされたの

か。それから本来は議会基本条例とか議会改革の中でやっておられますけど、全国でもそういうことを流れは進んでいますけど、それは市民のためあるいは開かれた議会、議会に関心を持ってもらおうと、そのために議会改革というのはやっておるわけです。

これが12日に陳情がされて配付されたのが昨日の昼ごろです。署名者の名前も代表者の津熊さんしかありません。ほかの方の署名された方の名簿、なぜ出さなかったのか。受理する条件と名簿出さなかった理由についてお尋ね申し上げます。

○議長（児玉朋也） 12日に持参され、なぜ開催まで時間がかかったのか、議長までの回覧と開催日の調整、決裁の関係で少し遅くなりました。判断としまして重要だと議長が思ったまででございます。名簿は閲覧していただければよいと思います。

以上です。

大井議員。

○7番（大井 渉） 閲覧せずに配付できない理由を教えてください。それから、重要だと思われたといいますけど、けさも議会運営委員会でありましたように、今回のこの大願寺の問題につきましてももう司法の場に移っとるわけです。で、予算あるいは決算の特別委員会等あるいは一般質問等におきましても、係争中の案件についてはできるだけお互い質問をしないと、もう司法の場に行っているんだから、そこは質問しないようにしましょうという暗黙の了解があるだろうと思うんですが、それをあえて今回この非常に微妙なものを受理して、ここに出されるというのは何か意図的なものを感じるんですが、その辺の詳しい事情。何が大切だったのか。大切だから重要だから出したと言われるんだから、何が重要だったんですか。どういう基準だったのか、わかるように市民がテレビを見ておられるわけですから、わかるように説明してください。名簿を出さないというのも、名簿を堂々と出されりゃいいじゃない。出したらいけないというのがあるんです、どこかに。

○議長（児玉朋也） 大竹市民が関心を持っておられると、そういうことでございます。従来からほか何名とあるときは、ほか何名として出しておりまして、一緒に名簿を出したことはございません。

大井議員。

○7番（大井 渉） 小方まちづくり、公園広場設置とかというのは署名者の名前を出しております。それは議長は公平公正に議事を運営すべきだと思いますので、ぜひこの場に署名された名前、氏名残りの18名の方をぜひ出していただきたい。要望します。

○議長（児玉朋也） 先ほども言いましたように、今まで出しておりませんので出す必要はないと思います。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 本件は会議規則第141条第1項ただし書きの規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

9番、藤井議員。

○9番（藤井 馨） けさ方の会議でもいろいろ申し上げましたけれども、現在本会議場はケーブルテレビあるいはYouTubeなどのビデオを撮っていることと思いますので、ダブりますが、同じことを読み上げさせていただきます。

陳情書の取り扱いについて、私が本陳情書が提出されるというメールを受けたのが12月15日金曜日で時刻は17時1分です。本陳情書は昨日12月18日、月曜日に配付された陳情文書表を見て、受け取り日時が12月12日火曜日であったことが判明いたしました。12日火曜日にどなたが受け取り、その後この陳情書がどのようなルートで伝達されたか議運で質問いたしまして、心当たりはわかってきたんですけども、この内容を検討するに当たって、いろいろな手続があるかということで、そういう説明であったらと思います。

その後にやはり陳情文書表をすぐレターケースに入れていただきかけたですね。その時間は十分にあったというふうに考えられます。というのが、土日であっても我々は一生懸命勉強しているわけですから、中身について精査しようと思いましたが入ってなかったという現状でございました。

ですからそういった事情により、陳情文書の内容について読むことができたのは昨日の昼ごろからしか勉強ができなかったというふうな状況です。この本件は行政に対する陳情ではないんですね。現在係争中の裁判に対しての議会に対しての重要な要望ですから、早い対応をしていただきかけたと思います。十分検討する時間が持てないというのが最大の問題点であろうかと思えます。

誰がいつ受けて、どう流れたのか、なぜタイトルだけ流し、内容を知らなかったのか。陳情文書だけが3日もおくれて出てきたと、そういう状況です。内容については、先ほど大井委員が質疑いたしましたので、重複しますのでやめておきますけれども、内容を読みますと、現在の裁判の状況は広島高等裁判所の判決を不服として最高裁判所に上告し、まさに裁判中なんですよ、一番日本で重い裁判をやっているわけですから。そのことを理由に不受理にさせていただきかけたとは私は考えております。まあそれが正常な議会のやり方であろうというふうに思います。

私は本陳情のタイトルを見たときに、この陳情者が司法に対して物申しているのはいか、広島高等裁判所の判決文をしっかり理解しているのか、そういう疑念を持ちました。考え方によれば、陳情者が司法に注文をつけるような文言の陳情書を大竹市議会の責任ある方たちが議運に諮り、本会議場で審議するなど私は考えたくないのです。なぜなら日本は法治国家であり、権力の乱用を防ぐために司法権、立法権、行政権、これらがそれぞれ独立しており、これを守るにより民主主義国家として繁栄をしてきたと考えております。日々安定した暮らしができているわけでございます。

本年3月9日に広島高裁の判決があり、原告が勝訴しております。その後、議員各位においては、判決文の写しが配付されております。判決の内容については、しっかり理解していると思いますが、なぜ被告が敗訴したのかはつきり判決文の中に書かれています。今まで違法公金支出損害賠償請求訴訟事件の件は裁判中であることを理由に原告も被告もお互いに余り触れないでまいりました。現在被告側が上告し、まだ結果が出ていません。

本陳情3号が出たとき、今上告中なので最終結果が出るまで待ってくださいと、なぜこ

れが言えなかったのかなど。不受理にさせていただきたかったと思います。このような陳情に本当は大竹市議会がかかわってほしくない。しかもですよ、たった19名の陳情ですよ。多くの大竹市民は最高裁判所の結果を待っていることを忘れないでいただきたい。陳情者以外の市民のほうが遥かに多いんですよ。このことを考えるべきだと思います。なぜ議運に諮ることを決定したのか、断ることができなかったのか、私は議員の1人として大変残念に思っております。

そもそも平成23年12月15日の本会議において、適正な対価であるから、そういう理由で議案68号を提案し、これは地方自治法の96条1項8号、市条例第3条の予定価格が2,000万円以上、土地は5,000平米以上で、これは議会の議決を要す。これを賛成多数で売却しています。賛成多数だったから売却したんですよ。そういったものを6年も前にさかのぼって、今さら何を言っているのと私は思いますよ。理解に苦しみます。タイトルを読み上げますよね。平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情。こうあるわけですね。私はこの陳情者を呼んで、何をもって適正・適切なのか聞きたいと考えております。

判決の中で、適正な価格についても不動産鑑定士が行う鑑定評価は一般に当事者の私利性を排除し、客観的な不動産価格、市場価格ですね、これを把握するための最も合理性、客観性のある資料であると認められると裁判長がはっきり言っておるじゃありませんか。これを無視して、市長ラインと称する元副市長、当時の申しわけありませんが、北地都市環境部長、青森監理課長らが、ライセンスを持たない者たちが、でたらめな価格を算出し、これを予定価格とし売却したから裁判になっているじゃないですか。よく考えていただきたいと思います。

不動産鑑定士は7億1,300万円で利益が出るような計算をしています。大竹市が半値の3億5,000万円で売却したから、それじゃあ開発業者は家を建てようと言って土地を買った人に半値で安売りしたんですか。違いますよね。不動産鑑定士が出された13万から16万坪当たりですね。こういった値段で売っているじゃありませんか。買った人は別に大竹市が安く売ったから得したわけでもないし、この差額の返済は大竹市民がみな負担せにゃいけないんですよ。大もうけしたのは開発業者とそれにかかわった業者だけですよ。こんな不条理を許してはなりません。

このような陳情に大竹市議会がかかわるべきじゃないんですよ。多くの大竹市民と市の職員も最高裁判所の結果を待っているんですよ。これを忘れちゃいけません。我々は市民の付託を受けて、二代表制の一翼として行政のチェックを行う。これが一番議員の大きな務めですよ。この議員の一番大事な本分を忘れてはなりません。あくまでも我々の基準は条例や法律だというふうに考えております。絶対に本陳情を認めないでください。受理しないでいただきたい。皆さん方の賛同を得ます。よろしく願いいたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。

2番、末広議員。

傍聴者は静かにお願いします。

○2番（末広和基） 私はこの陳情第3号について採択に賛成の立場での討論を行います。

今読み上げていただきました陳情の持つ意味は、市長や執行部、議会、加えて委員の皆様を信じ、今まで静かに見守っておられた市民の皆さんが声を上げ始めた最初の出来事と受けとめます。新人議員として市政運営にかかわらせていただいている私にとりましても、大変な勇気と希望につながります。過去の全てを現実として前向きに受けとめ、現状の全てを資源として市政を維持継続しながら、なお未来に向けて一步一步前に進む。行政職員の皆様のみならず、心ある市民の協力も引き寄せ、協力者全員の力を結集することが市政継承者の責任だと考えます。その基本条件につながる陳情の採択に賛成をさせていただきます。

反対討論に対する反論をつけ加えます。私ごとになりますが、市議会議員として2年、法律には素人ですが、過去の民間企業経営経験者としてこのたびの公有地売却事案に対しさまざま学習しました。特に3月の高裁判決以降、当初の訴状、地裁判決文、高裁への控訴の理由書、高裁の判決文、不動産鑑定審議会記録表、売り払い事業者選定委員会記録表、土地売却仮契約書、平成23年12月及び平成24年12月の本会議の議事録、同じく生活環境委員会議事録、監査結果報告書などを読み解きました。先日も本会議場において特別委員会設置についての賛成、反対討論も新人議員としては、この件がいかに大きな意味を持つのか、その責任において身の細る思いです。

上告の手続をされた上で市長はその当時の決断に際し、また高裁の判決を受けた今においても誠実に市政を担われています。かつての売却当時ですが、未来への不確定要素を上げた反対論。当然です。未来です。判決を受けて、結果に対する手続論での反対。リーダーとして最高責任者として、その全てを一身に受けとめておられます。

私も一介の経営者として、起こったことの全ては自分の責任。起こり得ることは全て起こり得ることを実体験してきました。覚悟を持ってその責めを負われている姿に敬意を表します。決断すべきことから逃げないことがリーダーの第一条件だと御存じなのでしょう。私もこの陳情の採択に賛成の立場で臨む以上、その判断への責任からは逃れられません。

反対論者に対して訴えます。何かを実行する、賛成する決断が、実行しない、反対する判断より数段大きな責任を伴うことを知っていますか。行動しなければ、反対しておけば、その結果に対しては後づけで説明が可能だからです。その当時の売却反対意見、高裁判決を受けての今の反対意見がそれに当たります。最終売却までの過去の経緯や売却行為、当時の社会背景を表現せず、厳しい経済情勢のもとであったことは伏せて、売却価格設定等の手続のみに終止し、批判のための批判で、安易な反対運動を見過ごさすわけにはいきません。

実行者に対して敬意を表し、また反対者としても市政発展に意味のある反対論を展開すべきです。代替案のかけらも聞いたことがありません。その一部の意見に同調される方への責任意識をお持ちですか。どれだけまち中を混乱させているのか感じていますか。成果を評価せず、手続に悪意があったなどとの根拠のない批判。これは人として許されません。例えその一部に瑕疵があったとしてもです。

ただし、売却議案時点の鑑定価格提示がなく、手続に瑕疵があったという指摘には翌年の決算認定においては全てが表現され、全てが認識された上での決算認定決議であったこ

とで、埋め合わせができるかと考えています。これは決議の際の中身の濃い各討論において明確です。これは私見ですので、先ほどの資料を読み解いた上での私の考えです。

きょうの判断は最終判決が出るまで待てません。きょうの判断は現時点で与えられた全ての資料情報をもとに責任意識を持ってみずから決断せざるを得ないことも現実です。ある意味前述した反対論者のおかげで平成24年12月における売却案件を含む平成23年度決算認定は全ての条件が出そろった上での議決であると、私なりに結論を持って、このたびの市民の皆様の陳情に対し、自信を持って採択させていただきます。

あえてつけ加えさせていただきます。微細な項目になりますが、議事録においての『適正な対価』とか、『適正な価格』という記録は全て音声記録の文字化であり、法律用語であるカギ括弧つきの場合と売却に際しての現実的な価格を意味する会話言語としての適正な価格という表現を区別できない、議事録の作成手法の限界が事後判断に大きな意味を持たせてしまっていると考えます。過去の事実を批判論でのみ振り返れば、議事録に頼るしか方法がありません。

この売却議案以前の市場の反応や入札の結果などを一切考慮に入れない結果判断となってしまう。過去からの経済状況の急激な変化、長い期間の状況を総合しての行政経営判断を政策として練り上げた努力は無視されてしまっていると感じます。議事録を拝見し、加えて新人とはいえこの2年間に見聞きした現実からひもといってみても、執行部や議案に対する反対論のあり方を見ても、決して前向きな反対論を述べておられるとは言いません。市長や執行部がいかに誠実で合法的であろうと努力しても、全てを否定する視点で議案に接する態度は建設的ではないと思います。

法に準じ、堅実な行政執行、市政の安定を第一とする組織であることを理解し、信頼関係を築き上げながら接し続け、議会人としての責任ある指摘や建設的な意味を持つ反論が組織を正していくと思います。あるべき仕組みづくりや人材の育成につなげていくべきと考えます。我がふりを見返して反省すべきと思います。

最後に結果論だと非難は覚悟の上で、現実の大竹市を見渡したとき、3代前の市長の時代に計画し、次期市長が実行され、大きな借金を残したことを本当に失政だとして現市長が継承を諦めるようなことをしたら、あの小方ヶ丘の街は生まれ得たんでしょうか。それにつながる有効活用可能な広大な学校跡地資産は誰が生み出したのでしょうか。

借金借金と言いますが、逆に大竹市には1,000億円を超える資産があります。加えて借金を生んだと言われる造成事業は県の工業団地造成事業と国の港湾事業につながり、1,500億円を超える設備投資がなされた工場群と700億円の投資による港がこの大竹市にあります。これらの資産も大竹市に存在します。大竹市が最も多くその恩恵を受けています。そんなに借金嫌いなら同じ意味では、日本中借金だらけですので、中東の産油国にでも移住されたらいかがでしょう。

このように賛成している私も議会人としての役割を果たそうとする中で、会計書類の2,800行にわたる執行予算や決算書、全ての事業が最小限の資源で最大の成果を上げているとは思っていません。本来ならばその一つ一つを優先順序を設定しながら職員の方々と一緒に取り組まなければならないと思っています。何もなく考察や問いかけ、意見も述べ

ず、ただ賛成しているわけではありません。地方自治の今現在置かれた状況は、足踏みやましてや後ろ向きに進む余裕はありません。これからは何に使うかではなくて、どう使うかであり、アウトカムとしての成果に視点を移すべきと思います。

また、その資源は歳入としてどこに求めていくのか。議会はそこまで踏み込んで役割を果たしていく時代が来ていると感じます。本来の役割に専念したいのです。これ以上邪魔立てしないでいただきたい。この2年の間議会や委員会の行われた時間の60%以上が、その意味で無意味な時間として過ぎていきました。本質的な役割と責任を果たすために前向きな議論の場を取り戻していただきたい。

このたびの陳情を真摯に受けとめ、過去の事実としての売却行為が白日の下に正しかったこととするためには今後議会の総意としてどうあるべきなのか、その取り組みを議会全体で前向きに進めていくことを約束して反対の討論といたしますが、先ほどの反対討論にありましたように、この陳情には司法に物申しているわけじゃないと私は思っております。

といいますのは、売却処分判断が適切かどうか。手続論の瑕疵を指摘されて判決がおりております。手続論には触れておりません。売却行為の判断、売却行為そのものです。市民の皆さんはその成果に対して、もろ手を挙げて賛成していらっしゃいます。手続論については、今司法が真摯に判断をされようとしております。その行為について私は、この市民の皆さんや私自身も司法の判断に対して否定的な考えや意見を申し上げるつもりはないということを最後に表現させていただいて、賛成討論とさせていただきます。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） じゃあ私は不採択という立場でちょっと意見を言わせていただきます。皆さん長いんで、何時に終わるかなと思いつつ立ちましたけど、一番に少なくとも一風変わった陳情だとは思いますが。ふつう、陳情とか請願というのは、議会や行政が見落としがちなことについて、こっちも考えてくれというのをそういうときをお願いするのが請願権であったり陳情だと思えますけども、そういう意味ではこのことはもう有名な話ですから、議会で一生懸命やっていますからあえて言うこともないという気はいたします。

それと、そうよねって同意するぐらいはできますけども、一般的に陳情を受ける、今回受けたのは市議会ですけども、市議会にこの陳情を受けるだけの権限、権能が具備されているかと考えると、いささかちょっと違うような気もいたします。でもまあこの段階まで来たんですから、まあそれはそれとして。

時間を平成23年12月に戻してしまえば、この陳情は全くそのとおりだと思います。売れない土地を何とか売れるようにしたと。それで、これこれ云々で金額もこんなもんだということで、あのときの説明は私は反対しましたが、正直言って積極的反対とか、積極的賛成というのはできない、しにくい状況でした。だからある意味、この陳情のとおりだと思います。

ただ、その後私個人的なことを言わせてもらおうと、私宛てに投書が来たんですよ、匿名の。ほかの方に行ったかどうか、それはわかりません。その投書の主が書いてきたことは、価格について議会の通し方がおかしいよと。これは平成17年の最高裁の判例に反しま

すよ。住民監査請求をしないんですかって、ワープロで書いてありました。その段階はその段階です。これは適正な金額とは何かというのは、時代とともに変わっているわけですね。だからそれまでは今と一緒にすよ。

要するに、金額言って、これでえかろうと言ったら、その金額はちゃんと言っておりさえすれば、それでいいというのが平成17年までです。そのときに、そうじゃあないと。適正じゃないんだったら、適正じゃないけどいいですかって言いなさいというのが平成17年の最高裁の決定なんですね。判例なんですね。そのことでこうなりました。それで、これどうだろうと。匿名の投書ですよ。えたいは知れないわけですね。それでいろいろ研究するじゃないですか。それでいろいろ研究した結果、これ住民監査請求ぐらいできるんじゃないのっていう雰囲気になりました。

問題はそこで終わらなかったことですね。この絡んだ業者の方々から、どんどん情報が集まってくるわけですよ。結論から言うと、これある種の仲間割れです。平成20年どころか、市長が今のポストに就かれた平成18年からももちろん市長の物すごく親しい方ですから、その方が取材して、商工会議所ですよ、大願寺の土地をどうするって、そこにいっぱいハウスメーカー呼んでいろんなことをやっている。そういう市長の意をくんでというか、市長が相談したんだと思いますけども、一つもおかしいことじゃないですよ。そうやってずっと積み上げてきたものがあるときから横のほうに行くわけですね。そのときに一生懸命、入山市長のためと思って頑張ってきた人が外されて、変な方向に行ったわけですよ。

そういうことからこういうことが起こっているであって、そこは裁判で触れていません。高等裁判所の判決で、プロポーザル方式がどうこうという争点という欄に、今は金額のことを問うているのであって、その原因については関係ないと言って、そこはさらっとかわしてありますね。でも原因がなければ結果がないわけで、そういう投書から価格の話になって、その価格の話からなぜそうなったかという実態に話はどんどん進んでいます。それが今の状況ですね。

それで、この陳情にありますように、売ったことは悪いことじゃないですよ。もっと早く売れたはずということですよ。早い人はもちろん開発のスタイルは違いますよ。それぞれの業者が自分の得意なことを言うわけですから、さまざまです。でもはっきりした証拠はよくわからない点もあるんですが、市長が今のポストに就かれた段階、あの年に20億円で売れと言ったという話もあります。それは証拠不十分だと思います。

でも平成22年に、某業者と申し込みがありましたよね。あの申し込みにした人が裁判所に陳述書を出しているわけですから、その方がそういう安い金額をやったと同じころに、さっきもう名前出ましたから北地さんの名前出しますけども、北地さんに9億円で売ってくれて言ったというかなりこれは証拠に近いようなものが残っています。開発の図面もありますし。そういうことがいろいろあるんですけども、そういうことを踏まえて今の状態があるんで、平成23年の段階までさかのぼったら気持ちは私痛いほどわかります。私もそうなんだろうねと、一応思っていましたからね。

今回の1審と2審の違いですけども、これは今回の陳情文の中身に踏み込みますけども、1審は負けましたね、見事に。2審で何があったかということ、不動産鑑定士です。大竹市

が依頼した鑑定士ですよ。大竹市がお金を払ってお願いしますと言った鑑定士さんを証人申請したら来てくれたわけですね。早く来てくれました。

それで、そのときにあんな計算はないと。まあ当たり前ですけどね。値段を下げれば、数売れますよね。値段を高くすれば売れにくいですよ。この開発等の鑑定というのは原価率といいますか、今の価格に将来のやつを引き戻すわけですから、その数値が相当高いですから、だからいつごろ売れるかによって現在価格が随分動くわけです。値段を下げながら最大百何カ月という9年近い将来にならないと完売しないという、そこは変えてないわけですから。金額を変えたら期間も縮めると、おかしいよねという話はこの鑑定士さんが尋問のときに答えています。

そういう意味で大竹市の計算はおかしいし、あれは適正な金額ではないって断言したわけですね、裁判所で。そしたら高裁の裁判長は、そこはもう1審とは材料違うわけですから、がらっと変わりましたよね。まあ、下交渉というのがあったらいけないと思いませんよ。何かするときには何もなくて唐突にはい売りますと言って売れるもんじゃないと思います。だからそれが悪いわけじゃないけど、ただ、最終段階ではフェアにやってほしい。そういう気は私します。

それで最後に、まだ法定に出す話でもないし、一切言ってませんけども、エポックワンとアオイ不動産という会社が契約して議会がそれを承認しましたから、契約が成立して、そしたらあの方たちどうするかというと、今度はあれですね、あそこ買ったわけですから、開発しますよね。あのときもいつになったら家ができて、学校はいつできるってやってましたよね、確か。

そのときに当然彼は急ぎますから、大竹市役所のほうにはよしてえやって、こう言いたくなるじゃないですか。そのときに大竹市役所に声かけた人は広島市の元消防局長です。名前は今言いませんけど、その人が御親戚だそうです、エポックワンの社長の。それでわし大竹市知つとるけんと言うて、土木の何人かに声があったと。それはいいんですよもちろん、契約の後ですから別に構わないんですけども、そのときに彼は何言ったかといったら、エポックワンはライバルがおったらわしは参加せんって言ってはったって。そんなことをぼろっとおっしゃったみたいですから、まあ話というのは証拠はないんですけども、でもまあいろんなことがあるんでしょうけども、やはり最低限のやり方というか、多少はそれはありますよ。

でも一番最後の段階はきちんと公募してやってほしかったなという気がします。そしたら、多分投書も職員さんしか出せませんから、ああいうことはね。だから内部告発的なものだと思いますけどね。本当はもっとおおらかに上手に売っておけば、もっと早い段階で売れたのではないかなという気がします。それはたればの世界ですからわかりませんがね。でも売れたことによってというか、あれが進んだことによってあのぐらい大竹には住宅需要があるんだということがわかったということはすごいことですから、別に住宅ができて悪いとは思いませんし、すごくよかったと思います。

さらにもっといい方法がとれたらよかったなと思いますけども、私の思いはそんなところですよ。だからあの時代、あの時期にまで時計を戻してしまえば、この陳情の気持ちもわ

からないことはありませんが、何せ今裁判やっていますから、裁判に不満があるのであれば、大體裁判所の前で不当判決という大きな紙を広げて、テレビに映ったりしますけど、そうやって裁判の判決には抗議するわけですけども、裁判の中身が議会に問われてもちょっと何とも言いようがないし、言ったところで意味を持たないなという気がいたします。まあ何はともあれ、こういう問題は乗り越えて、いい街をつくりたいというふうに考えます。この陳情については、大竹市にこれを受けとめる権能がないということを理由に私は不採択にすべきだと考えます。

以上です。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

5番、西村議員。

○5番（西村一啓） 私は個人的な解釈を申し上げますと、これ今回出た陳情は市民のエネルギーがついに爆発をしたのかなという感じがいたします。

振り返ってみますと、一部の原告の方が今言われましたが、それは元に、6年前に戻るということも含めて、この平成23年12月に議会で議案第68号として、これを決められたわけですが、まさに6年間です。市民の皆さんにお願いしたいのは6年後の今を見ていただきたい。あれほど変わった街なんですよ。

大竹市いろいろ市内ありますが、700名近い人口が住む、私が住んでいる新町1丁目と比較したら、新町3丁目に匹敵する街になっています。番号でいきますと13番目ぐらいの街ですかね。それぐらいな街になってあるということは、逆にあの大願寺山の建設残土の持ち出しは振り返って見ますと、昭和29年、前にも申し上げました9月1日の大竹市の合併以来大竹市は単独でやってきたんです。そしてその単独できたまちづくりの基本が沖にあります大手8社が財源の基本でございますので、これらの企業がまだまだ発展するためにも港湾施設ということで、国・県が700億円近い金を投入して、大竹市は当時124億ですか、5分の1ぐらいのお金であの港湾が手に入ったわけでございます。

そうした中で、跡地の処分場、私が先輩議員にお聞きしたのはちょうど議員になってまだ2年3カ月ですが、その4年前からこの問題が出たときには当初はただでやってもいいとか、もう半値以下で売っていいとか、いろんな議論がされたことをお聞きしました。2年3カ月前に議員になって、議会のそういう議事録をひもといてみますと、いろんな方がいろんな発言をされております。

当然議員もこの取り決めについて議会議決をしてあるわけですから、通常はそれで市民の皆さんもああそういうもんかと思うかもしれませんが、平成24年、25年に当時決められた議員の方5名、そして市民の方10名、15名で広島地方裁判所にこういう問題を訴えられた。今回陳情が出るとる19名にすれば、15名の方でこういう裁判を起こしとるん。まあ数の上はどうこういう問題じゃないんですが、そうした中で、この今日までの経済状況、特に大竹市の状況を見ていただきますと、当初平成18年6月30日、入山市長が新しく市長に就任したときは530億円借金があるとか、490億円借金があるとか言われます。

私も一企業を経営した経験上、行政が借金という言葉は本当に正しいのかなというふうに私は思います。当然、市債とかいろいろあると思うんですが、それによって今日に

来たわけでございます。そして、一部の市民の方と現職の議員の方が訴えて、1審では先ほども申しましたように、判決では負けたと。2審は勝ったと。

日本の立法いいですか、司法は3審制いいですか、最高裁まで上告ができるわけですから、まだ判決は出ていません。判決についてとやかく言うことはございませんが、ただ私が一番この陳情がまさにこういう市民の方が出してくれたということは、昨年、一昨年、市内にいろんな怪文書が出ております。市民の言葉をかりれば怪文書なんです。そういう言葉が一方的に言われ、またそうでない、本当の正しい意味でどういうふうになったかは、まだ定かではないかもしれませんが、そういう意味で皆さんに説明する機会がない。まさに今回出てきたことは、これが市民に対する説明ではないかというふうに私は感じております。

したがって、長々と申して恐縮ですが、とにかくこういうものが出たということは改めてこういう議会を通じて、議会の責任においてもこれを取り上げていくべきではないかということで賛成の討論をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

10番、山崎議員。

○10番（山崎年一） ただいま議題となっております平成29年陳情3号、平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情については、陳情は認められないという立場で討論をいたします。

先ほどから、いろいろ聞いてみますと理屈いうのはつけりゃ何ぼでもつくもんじゃなと、非常に感心をしとるわけでございますが、私たちは議会人であります。まず何よりも法律を尊重しなければなりません。そして、司法制度も当然に尊重しなければなりません。もちろん議会人として議会の権威といいましょうか、資質といいましょうか、そういったものもしっかりと守っていかなければならん。これが議員の使命だと思っておるわけでございます。

大竹市議会にとって、この問題については非常に大切な問題であります。地方自治法と日本の司法制度、議会の根本的なあり方の問題でもありますから少し時間は長くなりますが、広島高裁の判決を御存じない方もおられると思いますので、引用しながら討論を行います。

まず初めにお断りしておきますが、この陳情が本議会で採択されようがされまいが、司法の判断については余り影響がないし、今後このことは余り意味をなさないのではないかと思います。むしろ、私が懸念するのは今後大竹市が敗訴し、市長の賠償責任1億5,000万弱が決定されたときに、その1億5,000万を免除しようというための前段としてのこの陳情でなければいいかという心配をしておりますことをまずお話をさせていただいておきたいと思っております。

広島高裁の判断を受けたにもかかわらず、平成23年12月議会の判断が適正であったという陳情を採択すれば、地方自治法そのものを否定し、司法制度も否定し、議会としての正義も良識も否定することになります。そういった意味で振り返ってみたいと思うんですが、現在被控訴人大竹市は最高裁へ上告受理を申し立てをされていますが、本年3月

23日の上告申し立てから9カ月が経過しました。上告はいまだ受理されていません。要するに、上告を裁判所を受け取るのは受け取ったんでしょうが、受理するという事は審理に入っていくということだと思っておりますが、実際にその作業には至っていないということでもあります。

私が判断しておりますのは、高裁の判断が地方自治法違反だと、こう結論づけた中ではなかなか最高裁としても受理しにくいという事情があるのではないかと考えます。皆様方も御存じのように本件は大願寺造成地処分後、平成24年12月4日に市民からの住民監査請求がなされ、平成25年1月28日に住民監査請求がのけられました。その後平成25年2月26日に市民10人により行政訴訟へと持ち込まれたわけでございます。訴訟の趣旨は大願寺地区造成地の売却は、不動産鑑定士による鑑定評価額及び不動産評価審議会の評価額の半額以下で売却したことは違法であるから、売却を行った市長に対して損害賠償請求を行うよう求めた訴訟でありました。

平成23年10月ごろ、本市は4回目の土地購入希望者の公募を行うために鑑定士に鑑定評価を依頼しました。その後、鑑定評価額は7億1,300万円とし、市長に提出されました。同年11月4日に大竹市の不動産評価審議会、これが鑑定評価額7億1,300万円を評価額と決定をしております。入山市長は不動産評価審議会の審議結果にもかかわらず、鑑定評価額の半額にも満たない低額な最低売却価格3億3,777万8,342円を予定価格といたしました。平成23年12月12日に本件売買契約について、大竹市条例の3条の規定による承認を求めるとして、議案第68号財産の処分についてが提出され、同月15日に議決をされました。

大竹市条例3条は地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上、不動産のもしくは売り渡し面積1件5,000平米以上のものに限る。こう定めております。3億5,000万円は鑑定評価額及び不動産審議会で定めた評価額である7億1,300万円の約2分の1で著しく低い金額です。したがって適正な対価によらないことは明らかであります。

なお、適正な対価によらない財産の譲渡は議会の承認がない限り禁止をされております。適正な対価によらない普通地方公共団体の財産の譲渡は条例または議会の議決による場合でなければ認められない。地方自治法237条2項となっております。そして地方自治法237条2項の議決があったというためには譲渡が適正な対価によらないものであることを前提として審議された上で譲渡を認める趣旨の議決が必要とされております。

ところが、平成23年12月12日から15日に行われた大竹市議会における本件の審議は適正な対価によらない処分であることを前提として審議したものと認められない。したがって、議会の議決は適正な対価なくして譲渡することを許可する地方自治法237条2項の議決ではないから、入山市長が低価格で譲渡することを大竹市議会が認めたことにはならない。

広島高等裁判所の判断は被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項4号の本文に基づき入山市長に対して適正な対価と本件土地売買価格との差額に相当する1億4,910万円及びこれに対する平成25年4月6日から支払い済みまでの年5分の割合による金員の支払いを請求するよう求めるといったものであります。地方自治法237条2項は、条例または

議会の議決による場合でなければ普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けてはならない旨を規定し、同じく地方自治法96条1項6号は条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けることを議会の議決事項として定めています。

不動産鑑定士は国家試験に合格し、国土交通省に備えられる不動産鑑定士名簿に登録を受けた者で、国土交通省の監督官庁のもとに、不動産鑑定業を独占的に営むものであり、不動産鑑定評価を行う唯一の専門家として、良心に従い誠実に不動産鑑定評価を行う責務を有していると規定しております。不動産鑑定士が行う不動産の鑑定評価は一般に当事者の私利性を排除し、客観的な不動産価格を把握するための最も合理的、客観性のある資料であると認められる。

本件土地の適正な対価についても判決は次のように記しています。「本件土地の時価について、最も客観性の高い資料は平成23年鑑定であり、それによる鑑定額は7億1,300万円である。こういうふう不動産鑑定について評価し、高等裁判所は結論づけております。本件土地の売り渡し時点における適正な対価の下限が平成23年鑑定評価額の7億1,300万円の70%に相当する4億9,910万円を下回ることはできない。以上によると、本件土地について上記適正な対価、4億9,910万円を下回る3億5,000万円で売り渡された本件売り渡しは地方自治法237条2項にいう適正な対価なくしてなされたものと言わざるを得ず、地方自治法の規定に反するものである」と提示をしています。

先ほども申し上げましたが、私たちは議決以前の事情をいろいろあったと思いますし、あったということは認めます。議決後のいろんな事情もあったと思うし、これからもあると思うことは、それは認めます。しかしだからと言って、法を犯してもいいということにはならない。

今はマスコミで日馬富士の問題がいろいろ議論されておりますが、やはり暴行を行ったということが法に違反しとるということで非常に叱責を受けているように思います。そういった意味においては、私たちは議会人として地方自治法、しっかりと守りながら取り組んでいかなければならないと思います。

平成23年12月の議会のことが非常に今後の陳情でも問題になっております。本件売り渡しの方式等に対する入山市長の裁量権逸脱汎用の有無についてということで、本件売り渡しは適正な対価を下回る売買代金によってなされた点で違法であると認められる。大竹市議会は平成23年12月8日、議員全員協議会を開催し、市議会議員全員が出席した同協議会に説明員として出席した青森は本件事業の事業者としてエポックワンを選定し、本件土地全体を3億5,000万円で売り渡す予定であることを本件土地の予定価格については不動産鑑定士の知恵もかりながら研究した結果、同種団地である玖波8丁目の土地の過去5年間下落率を勘案し、事業の折り返し地点である数年後の予定価格をもとに土地の販売総額を求め、その価格から宅地開発のための諸経費を引いた金額を予定価格とした旨の説明をしております。

大竹市は平成23年12月12日、市議会に本件土地をエポックワンらに3億5,000万円で売り渡す議案を提案し、大竹市議会では同日生活環境委員会が開催され、本件議案を可決し

ました。同委員会には説明員として出席した青森は、本件土地の実勢価格、不動産鑑定評価額は7億円、坪単価は13万9,000円であるが、5年後の坪単価を10万9,000円と想定したこと、予定価格は3億3,777万8,342円。売り渡し価格は3億5,000万円となる予定であること等をそれぞれ説明し、生活環境委員会はそれを前提として審議したが、本件土地売り渡し価格について適正な対価ではないことを前提とした審議はなされていない。

大竹市議会は平成23年12月15日に本会議を開催し、本件議案を可決した。その際、出席議員からは本件売り渡しの是非に関する発言がなされたが、その中で不動産鑑定評価が1坪当たり3万8,000円であり、本件土地売買り渡し価格は1坪当たり1万8,000円であることを前提とした発言もされていた。地方自治法237条2項は、条例または議会の議決による場合でなければ普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして売り渡しまたは貸し付けてはならない旨規定し、地方自治法96条1項6号は条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けることを議会の議決事項として定めています。

これらの規定は適正な対価によらずに、地方公共団体の財産の譲渡等を行うことを無制限に許すとすると、当該地方公共団体に多大の損失が生じるおそれがあるのみならず、特定の者の利益のために財政の運営がゆがめられるおそれがあるため、条例による場合のほかは適正な対価によらずに財産の譲渡を行う必要性和妥当性を議会において審議させ、当該譲渡等を行うかどうかと議会の判断に委ねることとしたものである。

このような地方自治法237条2項等の規定の趣旨に鑑みれば、同項の議会の議決があったというためには当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議なされた上で当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がなされたことを要すると解すべきであり、議会において当該譲渡等の対価の妥当性について審議がされた上、当該譲渡等を行うことを認める趣旨の議決がなされたというだけでは、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上、議決がされたということとはできない。

また、当該譲渡等が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされたと言うには、適正な対価によらない譲渡等の公益的な必要性及び妥当性に関する討議がなされた上で、当該適正な対価によらない譲渡を承認する趣旨の議決がなされることが必要と解すべきである。

本件議案の審議は、上記のとおり、本件土地売り渡し価格が本件土地に係る平成23年鑑定評価額よりも低額であることが示された上で、本件売り渡し議決がされている。しかしながら、大竹市は本件土地売り渡し価格が適正な対価であると考えていたため、本件議案は地方自治法96条1項6号に基づく議案ではなく、同項8号の委任を受けた本件条例3条に基づく議案として提出された。その上で可決されたものである。

これに加え、本会議や生活環境委員会における審議の内容を見ても、鑑定評価額は適正な対価であるとか、本件土地売り渡し価格が適正な対価を下回ることを前提として譲渡等の必要性及び妥当性に関する討議がされたと認められないものであり、せいぜい代金額を含めた本件売り渡しの妥当性についての議論がなされたにとどまる。

このことは本件議案が市議会、本会議に提案される前に開催された議員全員協議会にお

ける説明を踏まえても、異なるところがない。そうすると大竹市議会において、本件売り渡しが適正な対価によらないものであることを前提として審議がされた上で同売り渡しを行うことを認める趣旨の議決がされたと評価することはできない。したがって、被控訴人の主張は採用できない。

平成24年10月4日に開催された大竹市議会決算特別委員会及び12月14日に開催された市議会本会議における本件決算の審議において、本件土地の適正な対価をめぐる質疑がなされ、同委員会では本件決算が不承認になったものの、本会議では本件決算が賛成多数で認定された。

そして証拠によれば上記委員会における質疑では、本件土地の適正な対価についての質問に対し、説明員として出席した青森が「何が適正かと言われるとはっきり言って答弁お答え難しいんですが、鑑定額は7億1,000万円、予定価格は3億3,700万円という答弁にさせていただきたいと思います」と答弁し、入山市長は「予定価格以上であれば適正であるという判断をし、予定価格を決めます。私の判断で最低価格は3億3,000万円ということの予定価格を決めさせていただきました。それ以上であれば適正だというふうに考えております。予定価格を決めて自信を持って適正な価格ということで提案させていただいたつもりでございます」などと答弁されたこと。

本会議では、決算特別委員長から上記委員会での審査の概要の報告がされたことを認めることができます。上記事実によれば、大竹市議会は本件売り渡しが適正な対価によらないものであるという問題提起を受けて、これが適正な対価によるか否か。よらない場合には6号の議会の議決を要するが、それを得ていないのかという観点では議論はされているが、入山市長及び大竹市は適正な価格であるという趣旨の回答をしており、適正な価格ではないという前提で審議されたとは言えず、適正な対価によらない財産の譲渡等を行う必要性和妥当性について審議された上、当該譲渡等を行うかどうかについて判断がされたと見ることも困難であるから、本件決算議決において地方自治法96条1項6号の議決が事後に行われたと評価することは困難である。したがって大竹市議会において、地方自治法96条1項6号の議決の追認があったという被控訴人の主張は採用できない。

入山市長の責任について、前述のとおり、地方自治法237条2項は普通地方公共団体に損害が生じることを避ける等の目的で条例または議会の決議による場合でなければ普通地方公共団体の財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けてはならない旨規定し、地方自治法96条1項6号は、条例で定める場合を除くほか、財産を適正な対価なくして譲渡し、または貸し付けることを議会の議決事項として定めており、これらの規定の趣旨に鑑みると市長において普通地方公共団体が所有する不動産を条例または議会の決議に基づかず、適正な対価に満たない金額で譲渡することは許されず、本件売り渡しは違法なものであると認められる。

そして証拠によれば、大竹市において本件売り渡しを除くと通常は不動産鑑定評価に基づいた対価によって不動産の譲渡が行われてきており、大竹市不動産評価審議会で決定した評価額と異なった金額で売却した例は少なくとも近年はなかったと、大竹市不動産評価審議会は平成23年鑑定評価額を本件土地の適正な価格であると認めていたこと。入山市長

は本件売り渡しに先立ち、本件予定価格は平成23年鑑定評価額の半額未満であることを認識し、また予定価格の決定に際しては、鑑定評価額未満で売り渡すと法律違反になるおそれがあるということをお大竹市職員から聞いたが、不動産鑑定士による鑑定評価額は、実際の取引事例と比較すると、倍半分も違うことがあり、必ずしも信用できないという見解。また本件土地について、自分であれば3億円を切らないと買えないという見解に基づき、不動産鑑定評価額を大幅に上回る本件予定価格を採用したことが認められる。

以上、長々と申し上げましたが、日本国の政治は法律に基づいて行われる法治国家であります。つまり司法制度を守り、地方自治法を守り、議会制民主主義を守らなければなりません。多数で決めるのが民主主義ではありません。法を守り、正しいことを守るのが民主主義であります。議会人として未熟な私たちは平成23年12月議会で間違った議決をしました。再び間違いを起せば取り返しができなくなります。今こそ私情を捨て、議会人として正しい選択を求めるべきでありますことを申し上げて、長くなりましたが、終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

8番、網谷議員。

○8番（網谷芳孝） 先ほど来、司法に対する判断に異を唱えなどかというような意味のことを言われておりますが、日本は三権分立でありますので、全くそのとおりでございます。ただ、このたびの司法に対すると申しますか、広島高裁の判決に至りましては、私、本当にずぶの素人でございます。一般市民でございます。司法には全くとは言いませんが、余り詳しくはございませんが、私素人がこの高裁の判決、全く理解できません。それと同じ、今回の陳情者の19名も同じ気持ちではないかと思っております。そのようなことを踏まえて、少し発言させていただきます。

今回の平成29年陳情第3号、平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情に対し、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

理由としましては、この問題は平成23年12月定例会の議案第68号、財産の処分についての審査の結果は10対5で可決されております。私自身何の問題もない議決であったとおりましたところ、1年後の平成24年12月、住民監査請求という形から明くる年2月には損害賠償請求の訴えを広島地方裁判所に市民10人の方が提訴されました。

あれから5年の歳月が流れており、その間の平成27年7月には広島地裁の第1審では地方公共団体の所有する不動産を売却する際には、最低価格を評価額にしなければならない基準はなく、異なる額でも適正な対価になり得ると指摘され、造成地売却訴訟の訴えは棄却されております。

しかしながら、ことしの3月の広島高等裁判所の第2審では、不動産鑑定士による評価額の30%を引いた額と売却額との差額の損害賠償の責任追及がされております。第1審判決と第2審判決では、全く真逆の判断になりましたと同時に、司法の判断に対し、先ほど言われましたが批判をしたくはありませんが、このたびの広島高裁の判断にはあの平成23年12月議会での議案第68号財産の処分について慎重に審議した結果での議決であり、地

方議会の二元代表制は何だったのか。日本の民主政治を根底から否定するものであり、私としましては到底納得できるものではありません。

また、5年の歳月の間では係争中にもかかわらず、平成26年6月には市長選挙もございました。選挙というものは皆さんも御承知と思いますが、本市の場合、有権者2万数千人の方の判断に委ねることでもありますことから、これ以上の判断結果がないと私は思います。その結果は、その選挙結果は皆さん御承知と思いますが、前回の平成22年6月の選挙より平成26年6月の選挙のほうが投票者数、投票率が下がっているにもかかわらず、次点者得票数との差は前回の得票数の差よりふえておりました。

このことは、何を意味しているのか。私なりに解釈させていただきますと、平成23年12月定例会における議案第68号財産の処分についての市長の議案提出と同時に議会の判断、または平成20年代初めあのデフレのどん底の時代に、よくぞ商談としてまとめ上げ、今ではすばらしい教育的環境の整った1つの立派な街ができ上がっているではありませんか。市民の皆さんも以上のような市政の状況を観察しながら、この上ない一番大きな意味を持つ選挙という形で市長または議会に対する率直な判断ではないかと私は思います。

そのようなことから、私自身6年前の平成23年12月定例会における議案第68号財産の処分については賛成表明は、6年経ちました今でもいささかも変化するものではございません。以上のようなことから、平成29年陳情第3号、平成23年12月議会における土地売却処分の判断は適正・適切であった旨の考えに賛同を求めることについての陳情に対し賛成といたします。

以上、終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はございませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 不採択の立場で討論をさせていただきます。

いろいろ皆さんが言われたんで、いろいろな例を挙げて、きょうはテレビも多くの方が見ておられると思いますし、マスコミの方も来ておられますし、傍聴者の方もおられますんで、非常にわかりやすく討論をさせていただきたいと思います。

この陳情書、一生懸命書かれたんだと思います。一生懸命書かれた、その御苦勞、これはお認めいたします。しかし内容を見ますと、法的なことがほとんど書いてないんです。あ、街ができてよかった。売れないところが売れてよかった。若い人が住んでよかった。こういう現状認識とそういうもので、学校ができるのにあそこが草むらじゃいけなかったからよくぞ売ってくださったと。立派な街ができて多くの若者が住んでと。

それは、ごく市民が考えられることです。我々議会人は、そういう判断のもとに賛成とか反対とか、採択とか不採択をするべきではありません。一生懸命書かれていることに対しては一応評価はいたしますけど、法的裏づけ、何らありませんので、何と言いますか、審理するといえますか、値しない陳情書で申しわけないとは思います。

市長はいつも口にされますね。日本は法治国家なので、法律や条例を守らなければならない。本当に真っ当なお言葉でございます。昨年12月の一般質問では市長は裁判の判決で答えが出ますと、そういう発言をされています。そういう趣旨の発言をしておられます。

どちらが正しいか、裁判で決めたいと。やがて2月、あのときは2月でしたけど、実際には3月、1カ月延びました。2月9日が3月9日になった。そこではっきりするであろうということを市長は力強く述べられました。

今、まさに3名の弁護士を増員されて6名という大弁護団で最高裁判所へ上告をされています。市長にとって、このような陳情はありがた迷惑と思われているのではないかと察するところでございます。陳情というものを提出されるなら、まず三権分立、その中の司法というものを無視していいのかを問うてみたいと思います。裁判所の判決を無視できるのか、それも問いたいです。

また恐らく、段ボール箱2個分ぐらいの準備書面や証拠、証人尋問調書、これらを全て読まれた上で陳情を書かれたのか。最高裁判所は証拠、段ボール箱2個のこの事実認定は行いません。高等裁判所で、もう事実認定は既に終わっております。だからもう証拠は確定しているんです。今さら出しても、原告が出しても被告が出しても一切受理してくれません。

最高裁判所はじゃあ何をするかと。憲法上、法律上、解釈に誤りがないかを確認するだけです。高等裁判所の判決が憲法上、法律上、間違った解釈のものと判決を下しているんじゃないかと、そこだけを確認するんです。これが最高裁判所です、ほとんど場合は。まあ刑事事件の場合は再議とかございますけど、民事の場合はそういうことです。ですから証人尋問も新しい証拠も全く受理してくれません。もう確定しとるわけですから。

行政の財産には法的な制約があります。これはこの陳情を出された方は御理解されとると思います。民間の取引とごちゃごちゃにされとるんじゃないかということも、ちょっと多少懸念があります。民間であれば、双方が納得すれば、それが適正であろうが適正でなかるまいが、幾らであっても双方が契約書を交わせばそれで契約は成立するわけです。裁判にもなりません。契約書があるわけですから。

だけど行政というのは、適正な価格ということが地方自治法にちゃんと書いてあります、237条。山崎委員が先ほど言われました。あれはそれに基づいて96条1項の6号と8号がありますけど、これは議会にかけるということでございますけど、それや市の条例、規則などがございます。具体的には規則や規定というのは、不動産評価審議会設置規則や公有財産管理規則に基づき、売却されるということでございます。

横浜市、広島市などは不動産評価審議会、この決定金額を予定価格としています。ですから一切、市長や副市長や部長が予定価格を書くことはございません。もう審議会の決定金額が即予定価格です。広島市もやっております。

現職の議員にお二人、先ほどから名前が出ておりますけど、賀屋議員、北地議員、この方は当時は不動産評価審議会という、先ほど申し上げました審議会の委員になって、市長に適正な価格は7億1,300万円というものを答申されています。11名で構成されています。不動産評価審議会は適正な価格を市長に答申するという諮問機関です。適正な対価でない価格で売却するものは公共性があるものに限ると書いてあります。

ですから公共性と言ったら何かといいますと、例えば県が大竹に新しい高等学校をつくってあげようと、あるいは道路をつくってあげようと、公園をつくってあげようと言った

ときに、病院をつくってあげようと言ったときには大竹市が持つておる土地を県に半額とか3分の1とか、そういう安い適正な対価でなくして売ってもいいんですよ。それはあくまでも公共性だということが法律の中にちゃんと書かれてあるんです。

だから民間に売却する場合は、もうちょっと安いからとかどうだからというのは全然問題外なんです。それを適正と言われたら、じゃあ公共性という、この法律、あるいは大竹市の条例は一体何を意味するのか。そこがもう今回はぐちゃぐちゃになっているんです。

全国的な話題となっております東京の豊洲市場、この土壌問題ですね。専門家委員会って、皆さん何回もワイドショーとかテレビで見られたと思います。技術委員会と。これ全て諮問委員会です。彼らの答申で物事はほぼ決まります。それを無視するなら諮問はしてはいけませんし、規則など必要ありません。

今国会で議論されている森友問題ですが、あの大阪の豊中市の土地も不動産鑑定士の鑑定評価を政府、安倍内閣も与野党も、適正ということを前提に審議しているんです。あの鑑定評価、9億数千万円はみんな正しいということで審議しているんです。ただ値引きが8億だと。値引き額が8億だから1億3,000万って。値引きがおかしいんじゃないのということが問題になっておるんです。

だけこの大竹はじゃあ何ですかと。7億1,300万そのものがおかしいんだと。これの半額以下なんだというところからスタートしているんです。だから国会の森友学園とよく似ているねという市民の方がいらっしゃいますけど、全然問題は違います。あそこは鑑定評価はみんな正しい。安倍内閣、自民党、公明党、それから野党、みんなあの鑑定評価が正しいということで審議をされとるわけです。大竹の場合は全然違う。この鑑定評価、こんなものが当てにならないと。大きな違いでございます。

各自治体が適正な価格を決めればよい。これが1審の判決でした。では、聞きます。固定資産税、今から年が明けて、皆さんが各市民のところに固定資産税の請求書をお出しされます。じゃあこの固定資産税の評価、評価によって固定資産税の金額が決まります。じゃあこの固定資産税の評価は誰に頼んでいるんですか。1,600万も1,800万もかけて、不動産鑑定士協会に頼んどるんです。不動産鑑定士さんに依頼しとるんですよ、大竹市が、税金で。そうすると、不動産鑑定士なんて当てにならないんだったら、固定資産税の請求した金額も当てにならない金額になるんです。また裁判が起きますこれ。

非常に不合理なんです、要するに。片方では鑑定評価を認めながら、片方では認めない。こんなむちゃくちゃがあるわけじゃないですか。国土交通省だって、地価公示価格。新聞に載りますですよ。これ不動産鑑定士がちゃんと評価したものを新聞に載せるわけですよ。大竹のどこのこの街、住宅地とか工業用地とか商業用地とか、全て不動産鑑定士が行っているんです。それを否定することになるから、1審の判決はおかしいということで、1審の判決は変更された。1審の判決はおかしいという判断が下ったんだと。

不動産評価審議会が開催されたのは平成23年の11月4日です。平成23年の12月15日に議決したわけですから、約1カ月と10日ぐらい前に不動産評価審議会を行っております。11名で構成されて、全会一致で市長に答申されております。これがまさしく7億1,300万です。7億1,300万が市長さん、適正な金額なんですよ。その中に先ほども何回も言って

恐縮ですけど、賀屋議員や北地議員もその中の1人だった。

また、平成19年、10年前になります。3月に開催された岩国大竹道路対策特別委員会で入山市長さんや当時の副市長さんである松崎さん、議員の皆さんからいろんな質問が出ました。岩国大竹道路で立ち退きになった方に、国からの補償金、賠償金は非常に少ないんだから、大竹市がとにかく安くあの人らを大竹市から離したら気の毒だから安く売ってあげなさいって議員からいっぱい質問があったんです。これが、平成19年3月開催された岩国大竹道路対策特別委員会での議員さんと執行部のやりとりです。

そのときに、当時の市長さんや副市長さんはどういう発言をされているか。大願寺の土地は1割まけてくれと言われてもできないと。法律や条例など、内部ルールがあるので、適正な対価でないと売却できないこと。損害賠償金を払う覚悟を持っていないと。そういうふうに議員さんに答弁されています。だからこのときちゃんとわかっておられたんです。1割もまけられないんだ、大願寺はと。

で、今この中にそこに委員になっておられる方もおられます。お忘れになったんかどうかわかりません。ぜひこの議事録も熟読していただきたいし、法律や条例、規則なども勉強していただき、それでないと私も本陳情書に賛成することは到底できない。この陳情書を採択することは大竹市議会が司法への挑戦です、まさしく。

先ほど議事録が云々とか、覚悟はどうとか言われましたけど、どんな覚悟を持っておられるんですか。こんな簡単な裁判で負けたら次は出ないぐらいの覚悟はあるんかと。議事録はどうかと、市長側が出してくださいと、出させてくださいと。だから3カ月も4カ月も文字化するのに時間がかかったんですよ。我々がこれ出したわけじゃないんですよ。あの議事録全て。甲証、乙証、甲乙。原告が甲、市長側のほうが乙。それが全ての証拠です。見てください。我々原告は知りません。

とにかく勉強していただきたい。この陳情書を採択することは大竹市が本当に司法への挑戦をするということになるんです。また、関心を見守っている市民に対しての挑戦です、これは。国や全国の地方自治体でも全てが司法の裁判には従います。軽々に採択してはなりません。県内はもとより、全国のとんだお笑い者になります。市長も逆転勝訴とするかもわかりません。わからないんです、はっきり言って。あと数カ月で最高裁判所の判断が下ります。粛々とその判断を見守ろうではありませんか。

以上、反対の討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありませんか。

12番、細川議員。

○12番（細川雅子） 発言の通告をさせていただきましたので、議長のお許しを得て討論させていただきます。先ほどから皆様大分お疲れでは様子は見えてまいりましたが、どうぞ最後までおつき合いただけますようお願いいたします。

まず初めに、先ほどから本陳情の取り扱いをめぐりまして、司法の判断に議会が介入すべきではないといった趣旨の御意見が複数ございました。私もそのお考えには賛同です。しかし、本陳情をよく読んでください。きのうの昼に出て一晩しか読む時間がなかったとは言え、そんなに長い陳情ではございません。書いておられることも明確です。

私は本陳情が司法の判断を批判するものとはどうしても読めません。当時を振り返って市民の皆様がどのようにあのときの判断をどのようにお考えかというのと、今の状態について書かれているもので、この陳情を採択しても議会が司法の判断を批判したり、介入したりすることにはならないといった理解の上で討論させていただきます。

若干、本会議における議事録及び地方裁判所と高等裁判所における判決文を引っ張ってきておりますので、長くなることをお許しいただきたいと思えます。

まず、当該の土地売り渡しの議案は平成23年12月22日の午前本会議に議案提案され、同日午後生活環境委員会にて審議、その後に本会議にて議決されました。裁判で認定されている事実として紹介します。

市は議会に土地の鑑定評価額が約7億円であること。予定価格が3億3,777万8,342円であること。売却価格は3億5,000万であることを説明した。その際に市は本件売り渡しの必要性和本件土地の予定価格については数年後の地価を想定して決定した旨を説明した。このように、判決文の中で記述されております。

このことがどうあったかというのを当時の平成23年12月本会議での議事録から確認したいと思えます。議事録では、鑑定評価額と売却価格に大きな差があることは承知した上で売価についてはやむを得ないとの趣旨の討論がなされています。議案に反対された議員の討論を議事録から紹介させていただきます。

「あの土地が3億5,000万円で売ることがいいとか悪いとか、そういうことは言いません。ほかに高い値段をつけた人がいないんですから、そういう意味じゃあ妥当な金額なんだろうと思えます。3億5,000万円は結構ですし、あの2つの会社には頑張ってやってほしいと思えます。そのことについては私は全く異論はございません」このように議事録に残っております。

さらに、この売却により本市に多大な損失が生ずるおそれがないか、将来に大きな財政的負担が生じるかもしれないことも認識していたことが討論より同様にわかりますので、議事録より紹介いたします。先ほど同様に反対された議員からの討論です。

「当初の予定では13億円の売却予定が3億5,000万円で、9億5,000万円も市民の負担が増加いたしました。また、一番基本的な事項としては、価格の問題があります。財政負担がどうなるか、こうなるかということも心配です」このようにあります。

また、小方学園の開校を控え、当該土地の利活用は本市にとって喫緊の課題で、土地処分の必要性を十分理解していたということについても同じく反対をされた議員の討論から紹介させていただきます。

「今回の大願寺造成地の財産処分は、長年の大竹市の懸案が解決できるかどうかの大切な議会だと思っております」続きまして、「あのまま放っておけばどうなるかと言えば、これはいつまでもたってもどうしようもないということで、100歩譲って考えて、更地のままでも3万8,000円だが、1万8,000円でも売れば、これは民間の所有地になります。そこから固定資産税等の収入が返済利息ぐらいには間に合うかもわからん。それだけでもメリットがあるじゃないかと言えばそうなんやね」

次に、土地処分の必要性についての議論を紹介いたします。「本市に安価な住宅地をと

いう市民の声は大きいものがありました。さらには、同地区に小方小・中学校の建設が進んでおります。周辺に住宅のない状態で通学をさせるのかと不安の声も多数上がっております」他の議員さんからは、「今を逃して次のチャンスがいつ訪れるか確証もありません。我々が危惧すべきことは、25年4月小方小学校、小方中学校開校における児童生徒の通学や教育現場の安心、安全の確保である」といった討論がされていました。

以上、平成23年12月議会本会議での議事録からそのままを紹介をさせていただきました。

振り返って、このときの判断が適正でかつ適切であったかと問われましても私は今でもそのように思っております。

次に、議会場で本会議場で憶測で発言することについての意見を少し述べさせていただきます。本12月議会、12月6日の討論において、憶測での発言により誤解を招くような言い方が多くて大変気になったので、あえて触れさせていただきます。

私ども議員は、言葉という道具を使って議論し、一致点を見出し、合意形成をする役割を担っております。公の議論の場で憶測や間違った情報による発言が議決に影響を与えるような行動は慎まなくてはなりません。加えて、公の場で根拠のないことをあたかも事実であるかのように発言したり、確定していないことを決まったことのように発言することは議員という立場以前の行動だと考えます。

例えば、執行部が虚偽の説明をしたと言われました。ここで言われた虚偽の意味について、小学館のデジタル大辞典によりますと、「真実ではないのに、真実のように見せかけること。うそ。偽り」といった意味でありました。発言者はそのような意味で使われたと受けとめております。平成23年当時の課長の説明で、不動産鑑定士の知恵をおかりしたといった言葉を虚偽の説明だと指摘されているようでした。

その点について、高裁の判決文から探してみました。高裁の判決文では、「田原鑑定士は青森から不動産鑑定評価において、将来の地価下落リスクを反映させることができるかという質問を受け答えている」と事実認定をされています。このような事実があったにもかかわらず、あたかも虚偽の説明をしたと断定的に言えるのでしょうか。

さらに、「調査によって数々の不正が明らかになった」といった発言も気になりました。一体誰がいつ調査をされているのでしょうか。このたび改めて地裁、高裁の判決文に不正の指摘があるのか探して見ましたが、不正が行われたといった記載は見当たりませんでした。あえて指摘をさせていただきますと、地裁の判決文の中に、少し長くなりますが、がまんしてお聞きください。

判決文の中にイからクまであります。「(イ)原告らはエポックワンらのほかに本件土地の購入を希望する業者がいたと主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。(ウ)原告らは予定価格を公表しなかったことも不合理であると主張するところ、地方公共団体が財産を売り払う際に予定価格を公表して売ることを義務づける根拠は見当たらない上、本件においては予定価格を非公表とした合理的な理由があると認められる。(エ)原告らは4回目の公募について、入札期間が短期間であったと主張するが、入札の最短期間についての定めた規定がないことから、直ちに違法とは言えないし、本件土地に関して4回にわたり行われた入札または公募の中で4回目の入札期間は最も短期間ではあるものの、特

に不自然なほど短いとは認められない。(オ)原告らは本件選定委員会に外部委員がいないことが違法であると主張するが、違法とする根拠が見当たらない。(カ)原告らは本件選定委員会の審議が専らプレゼンテーションについて行われ、エポックワンらの応募自体に対する疑問が述べられなかったと主張するが、本件選定委員会の委員らが何か疑問を抱くべき事情があったとは認められないから、原告らの主張する点は特に不合理とは言えない。(キ)原告らは本件選定委員会がエポックワンらの事業計画の実現可能性について不安を抱きながらも、あえて調査を行わなかったと主張するところ、証拠によると、本件選定委員会において事業計画における経費や造成工事費の現実性、具体的な工程の見込みについては審議されている上、特別養護老人ホームや保育施設等の施設は介護保険計画等との関係で、申請や認可を行う必要があり、平成23年11月の時点では実現可能性を調査することも困難であったことが認められるから、これ以上に何らかの調査の必要性があったとは何れも、違法とは言えない。(ク)原告らは本件売り渡しについては事前にエポックワンらとの間で秘密裏に協議が行われ、エポックワンらに対して本件土地を売却することが内定していたものであり、予定価格を公表しなかったり、入札期間を短期間としたり、本件選定委員会に外部委員を入れなかったりしたのは、他の業者が応募して選定されることを排除するためであると主張していると解される。しかしながら、上記、今御説明したイからキまでのとおり、原告らの主張する事情はいずれも不合理とは言えず、大竹市とエポックワンらとの事前の協議を伺わせるものではなく、その他エポックワンらに対して売却することが事前に内定していたことを認めるに至る証拠がないから、原告らの上記主張は採用できない」との判断をされています。

以上は、地裁の判断ですが、高裁においてはこの争点については判断を要しないと結論づけられ、否定はされていません。

もう1点だけ気になったことをお話させていただきます。12月6日の討論のときに、「我々反対された議員を誹謗中傷した会派だよりを出した」と言われました。これは、私どもの会派、新公会で発行し市民にお配りした議会活動報告書の一部にあります議会での議決のところ。「当時議案採決の反対討論において、安過ぎるとの主張もなく、むしろ3億5,000万円の金額については全く異論はありませんと討論を行った議員もいます」と記載しておりますが、この下りのことを指摘されたのかと思われます。まさに、平成23年12月の本会議において、議員がみずからの責任で発言されたことを忠実に記録した本会議議事録から発言を抜粋したもので、何をもって誹謗中傷とされるのか、理解しにくいものでございます。

非公式の場でのやりとりを公の場で公開される議員が、本会議という議会において、すなわち最も神聖な公の場で発言されたことを市民の皆様にお知らせしたことでありますが、このことを誹謗中傷と決めつけるとは、到底理解できない発言でございました。繰り返しますが、最も神聖な公の場である本会議場でこのような討論をせざるを得ない今の現状、これをごらんになっている市民の皆様の心情を察するに、この場に身を置く1人として、大変申しわけなく思います。市民の皆様のお力をいただきながら、大竹市議会の質的向上を今後目指してまいりたいと強く思うものです。

以上、ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。

15番、田中議員。

○15番（田中実穂） 私は平成29年度陳情第3号に賛成の立場で討論を行います。

今回の陳情の提出の引き金は、去る12月6日の決議案第2号、特別委員会の設置の決議について、この本会議場での討論で設置に賛成の議員の聞くにたえない討論内容に係争中ということで必死にがまんをされていた方々の堪忍袋の緒が切れての陳情となったものと拝察できます。

平成23年12月議会でのこの議決は本会議での採決が最終決定となったわけですが、この議会制民主主義にのっとって、賛成多数で可決されたものであります。この本会議での採決が何よりも有意義であり、その執行部はその案件、施策を議会が議決をしなければ実行することはできないわけであります。議会の議決権というのは、それだけ重いものがあるわけです。

議員は最終の本会議の採決までは、何を言っても許されます。自分の意見、考え方、また懸念することもいいでしょう。市民の声を代弁することもいいでしょう。だが一旦、本会議で採決し可決されたなら、それに従うのが当然であります。可決された事案や事業が、執行側の言うとおりの効果が上がるように、意見、提案を助言をして後押しするのが議員としてあるべき姿だと私は思います。

それを事もあろうに、差出人不明の奇妙な手紙を受けた後とありますが、もちろん我々はこの差出人不明が誰なのか、知る由もありませんが、その奇妙な手紙によって裁判に打って出る等は議員のとるべき道ではありません。議員として恥ずべき行為であります。加えて平成26年4月には、刑事告訴までされました。これについては平成28年不起訴処分となっておりますが、だから、それ以後は市長部局の提案する議案や予算、決算に反対する立場で物を言うようになってしまい、市政発展の両輪とはなり得ず、混乱に追いやるだけになってしまうのであります。

地方自治は有権者が自治体の首長、いわゆる市長と議員を選ぶ二元代表制です。議会議員には市長の施策を監視する一方で、車の両輪になって市政を前に進めるという2つの役割が期待されます。市政を安定させ、市民の望む施策を実現するためには市長との協調関係が不可欠です。なぜ、鑑定評価額より安い価格での売却となったのか。なぜ、早期に進めたのか。開校間近な学校がある。若者が結婚を機にマイホームを求めて市外に転出していく。人口はますます減っていく。一方で、何年たっても売れない。何度公募しても不調の広大な土地がある。安価な土地を提供すれば、若いサラリーマンでもマイホームが持てる。生産人口がふえる。若い人がふえる。活気も出る。にぎわいも生まれる。安く売却することで財政負担が生じるが、長い目で見ればという考えは市長も、我々議会も十分承知していたところであります。

現在、大願寺造成地は小方ヶ丘団地として陳情書にあるとおり、192世帯、676人が安心して生活されており、市外からの転入者が44%。世帯主の年齢構成も20代、30代、40代の人が85%を占めているのです。そしてここで誕生した赤ちゃんは50人を超えています。す

ばらしい団地になっています。安価な土地の提供以外に、他にどのような施策を講じたなら、これだけの若い人たちに大竹に住んでいただけたのでしょうか。あるならば今からでも代案を示してほしいものです。この現実を市民はどう評価しているのでしょうか。

政治は結果主義でもあります。将来の大竹市を見据えて思い切った施策を提案し、議会もそれをよしとして進めてきた、この大願寺宅地造成売却問題について、何だかんだ言われる筋合いは私はないと思います。現在の小方ヶ丘の現実を見たときに、損害賠償を求める市民は、訴訟を起こした人以外にはいないのではないのでしょうか。明年春には、プロポーザルで示された高齢者福祉施設も2軒目が開業の運びと聞いています。多くの市民が市長の英断と議会の議決を高く評価していると申し上げ、本陳情に賛成の討論といたします。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。

13番、寺岡議員。

○13番（寺岡公章） 私もこの陳情につきましては採択すべき立場として発言をさせていただきます。

これまでの経緯や裁判の様子につきましては、同僚議員皆さんが詳細にお話くださいましたので、私のほうはシンプルに思いを述べさせていただきたいと思いますが、法を犯してはならない。そのとおりであると思います。だからこそのまま行けば将来は政治家やもしかしたら裁判官の役割、これはAIに取って代わられていくのかなというふうに感じました。電子頭脳によってゼロか1かの判断で人々の生活や罪と罰が決まっていく。そういう未来は既定路線なのかなと、そういうふうになんか寂しく感じたところです。

議員が何より大切にしなければならないこと、それはいろいろなことがあると思います。先に申し上げると、それは序列をつけれるものではない。ある方は法が最も大事というふうな方もいらっしゃるようですし、それももちろん大切なことの1つです。

私はそういうふうに関われたときに何が思い浮かんだかという、やはり議員は何より市民を大切にしなければならないかなというふうに感じました。この場合の市民というのは、公共の福祉という意味になるんですけど、公共の福祉が守られるためにルールがある。逆にルールがあるからこそ、公共の福祉が守られていると。本当序列のつけれる問題ではないなというふうに、先ほどから皆さん方の御発言を聞いておりました。

さて、このたびの陳情ですけれども、この陳情の中身が司法に注文、また市長に挑戦というふうな、そういった表現もありましたが、私はこれについてはどこをどう読んだらそう捉えられるのかというところはなかなかピンときていません。司法に何とかという以前に、陳情を拝見したときに、市民の皆さん方からの市や議会に対する厚い信頼というものを感しました。この信頼、私も議会の一員として、私たち議会を市民の皆さんは信頼しなくてもいいですよというふうな、そういう無責任な姿勢、また感性というのは、私自身、また多くの同僚議員は持ち合わせてはいないというふうに思います。

受けとめ方はさまざまあるかと思いますが、市民の皆様方がこれまでの市と議会の流れをごらんになられて、そしてこのたびの陳情を提出に至ったと、そういったことを市民の皆さん方の信頼に応えるべく、このたびの陳情については採択すべきと判断するとして発言を終わります。

○議長（児玉朋也） 他に討論はありますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより本件を起立により採決いたします。
本件について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長（児玉朋也） 起立多数と認めます。
よって、本件は採択されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第29 議員派遣について

○議長（児玉朋也） 日程第29、議員派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。  
議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり派遣することに決しました。  
この際、お諮りいたします。  
ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思います。  
これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任することに決しました。  
お諮りいたします。  
本日議決されました各案件につきまして、その条項・字句・数字・その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。  
よって、条項・字句・数字・その他整理は議長に委任することに決定いたしました。  
この際御通知をいたします。  
本日本会議終了後、直ちに第1委員会室において総務文教委員協議会を、その終了後、生活環境委員協議会を開催いたします。関係者はお含みの上御参集をお願いいたします。  
以上をもって本日の日程は全部終了しました。  
定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

しかし、このたびの定例会中、看過できないとても残念な発言がございました。職員の名誉回復のため、私の考えを申し述べさせていただきたいと思えます。

まず、12月6日の本会議において、議員から大願寺造成地売却問題調査特別委員会の設置の議決についての提案理由を述べられた際、当時担当していた職員を繰り返し名指しして、あたかも不正を働いたかのように決めつけ誹謗されたこととございます。政策は組織として検討し、多くの職員の共同作業の結果を私自身の役割として判断し執行していくものでございます。このことはこれまでも説明させていただいてきたところでございます。

今回の件、職員は真面目に熱心にその職責を果たしたものでございます。一部議員は、いろいろな場面で職員個人を名指しして、また、個人がたやすく特定できる発言をもって批判されます。議員が職員個人を公の場で名指しして批判をするということは、職員個人に対する恫喝にもひとしく、今の言葉で言えばまさにパワーハラスメントでございます。今後の市政運営に大きく影響を与えかねないと危惧するところでございます。

またもう1点、当時の議会の審議が異常であったなどの主張がございました。私は議会を信頼し、尊重しております。議員の皆様は市民の皆様を代表され、各議案に対して、真摯に向き合い、それぞれのお考え、信念に基づき意思を示され、議会としての判断をされてきました。

このように真摯に議案に向き合い、それぞれの信念に基づいた審議や議会運営を異常であったと決めつけたことは、そこに籍をおく議員としていかに個人の意見でありましても議会の存在意義を傷つけ、いかがなものかと思えます。私や市の職員は東栄の工業団地や大願寺問題に対しまして、大竹市の将来を大きく左右する問題として真剣に取り組んでまいりました。これは当時の議会も同じ思いであったと確信しております。

議員がそれぞれの責任でそれぞれの見識に立って考えを述べられることは自由でございます。しかし、議会という公の場でみずからの思い込みで決めつけて職員を名指しして誹謗することや当時の議会で行われた審議について異常と決めつけられたことにつきましては受け入れられるものではありませんので、あえて申し述べさせていただきました。

私たちが大竹市の将来について真剣に考え、取り組んできたことについて、刑事告発をされました件では、警察が丁寧に捜査をされ、検察で不起訴処分とされました。さらに検察審査会でも不起訴処分は相当という決定がなされ、一点の曇りもなかったことが明白となっています。私腹を肥やす行為はもちろなく、特定の誰かの利益のための特別の配慮もなかったことがはっきりといたしました。

大竹の将来を思い、公平に公正にした行為に対し、何の証拠もなく、損害を証明することなく、憶測だけで裁判へ訴えられました。被告人となりました。この数年まさに、寝て



も覚めてもいつもこのことが心に頭に残ります。その中でにっこりと笑顔で職務に励む毎日でございます。これができました。できていますのは、まずは自分は公平、公正に一点の曇りもないという自信でございます。そして何よりも大きなことは、職員、市民を代表される良識ある議員の皆さん、そして多くの市民の皆様が理解しているよ、頑張りなさいという御理解と励ましのお言葉でございます。また先ほど市民の皆様からの陳情が議会で採択されました。ありがとうございます。これからも一所懸命に働かせていただきます。

けさ、今ここに大変派手なネクタイをしております。このネクタイが目にとまりました。兄のように慕いそして尊敬しておりました一市民の方ですが、残念ながら亡くなられました。わしには似合わないからおまえしろと言ってくださったものでございます。その方は大願寺地区に学校をつくることが決まってからは、学校立地にふさわしい地区となるように、側に病院や研究所を誘致しようと大変な御尽力をしてくださった方でございます。

その方だけでなく、多くの市民の皆様方から、例えば保育所や幼稚園、看護師の寮、高齢者の施設などを誘致するために大きなお働きをしてくださっておりました。また、元議員の皆様方はこの事業は自分たちの責任であると言われまして、多くのゼネコンやディベロッパーにお声をかけてくださいました。どの業者に対しましても、私は公募いたします。ぜひ応札をしてください。同じお願いをしてまいりました。

しかしながら、残念ながら一方で何人かの方が市の人口が減る中で、大竹住宅地なんか売れりゃせん。不便な山の上で売れるわけがないなどと大変足を引っ張られ、売却に当たっては大変な苦勞をいたしました。2代目市長神尾市長さんに始まり、3代目豊田市長さんが必死な思いで事業を継続され、4代目市長中川さんが苦勞をしながら資金繰りをつけ、何とかこぎつけて何とか土地をつくり上げてこられた。

この長年の宿題、今やっと1つの区切りを迎えることができたというふうに思います。この土地は、皆様方が御承知のとおり、学校が移転してそれにふさわしい用途にしか使えない。そしてなおかつすぐにでも着工しなければいけないという、いわゆるふつうの土地と違う特別な土地でありました。そういう意味で大変売ることに苦勞したわけでございます。しかし、先人の皆様方や市民の多くの皆様方の御尽力をいただきまして、売却ができる新しい街ができ上がることができました。

市民の皆様方、そして先人の皆様に心より感謝を申し上げます。そしてさらに本日採択をしていただきました議員の皆様方に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

最後になりますが、本会議で議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

1 5 時 2 3 分 閉会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月19日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 末 広 和 基

大竹市議会議員 賀 屋 幸 治